

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類
包括外部監査
- 2 選定した特定の事件
負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行について
- 3 監査の期間
平成24年6月20日から平成25年2月8日まで
- 4 監査公表の時期
平成25年3月28日（平成25年監査公表第16号）

5 監査の結果に基づく措置状況
 (1) 市民文化スポーツ局の補助金等
 カ 各区文化祭補助金

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>市民一カ①(指) <u>変更承認申請手続の未実施について</u></p> <p>交付決定通知書における「交付の対象となる活動の経費」の枠を超える費目の変更を行っているにもかかわらず、事業計画の変更承認手続が実施されていない。</p> <p>交付決定後に費目の変更を行う場合には、事業計画の変更として、変更承認申請手続を求める必要がある。</p> <p><内容></p> <p>交付申請時の「計画書」では、食糧費を除き、どの費目を補助対象経費とするかは、あらかじめ様式に記載された費目から各団体が任意に選択できるようになっており、各団体が選択した費目とその合計額が、交付決定通知書における「交付の対象となる活動の経費」になることとされている。</p> <p>したがって、「交付の対象となる活動の経費」の枠を超える費目の変更は、補助金の流用ではなく事業計画の変更として、市長の承認を受ける必要がある。</p> <p>しかし、「計画書」で「委託費」を補助対象経費として選択していたが、「実績報告書」では「印刷費」を補助対象経費としている団体など、事業計画の変更手続を行うことなく、「計画書」と異なる費目で「実績報告書」を提出している団体が複数見受けられた。</p> <p>これは交付決定通知に記載されている交付条件に反している。</p> <p>したがって、交付決定後に「交付の対象となる活動の経費」の枠を超える費目の変更を行う場合には、市は事業計画の変更として、変更承認申請手続を求める必要がある。</p>	<p>(市民文化スポーツ局文化政策課) (各区役所コミュニティ支援課)</p> <p>交付決定後に「交付の対象となる活動の経費」の枠を超える費目の変更を行う場合には、補助金の流用ではなく、事業計画の変更として、変更承認申請手続を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>なお、平成25年度については、口頭で周知徹底を行ったが、来年度からは書面(各区文化祭に関する事務要領 様式6)をもって双方の認識を一致させることとする。</p>

(2) 中小企業等の技術開発に対する補助金等

ア 環境未来技術開発助成事業補助金

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>技術ア（指） <u>変更承認申請手続の未実施について</u></p> <p>補助対象となる研究に携わっている研究者が、交付申請者である会社とは別の会社に就職した後も、助成対象経費とされている。しかし、事業計画にある研究従事者の変更申請手続がなされていなかった。市は気付いた時点で、補助金の対象として適切であるかを検討し、事後的であれ、変更申請の手続を求める必要がある。</p> <p><内容></p> <p>環境未来技術開発助成金交付要綱第6条によると「市長は、助成金の交付の申請のあった者のうち、第4条各号に掲げる要件をすべて備えた者に対して、予算の範囲内で助成金を交付することができる。」とされている。</p> <p>本件の場合、研究代表者として有限会社A（以下「A社」という。）により交付申請がなされて、交付決定されている。</p> <p>助成対象経費には、A社に雇用され、当該助成対象となる研究に従事していたBの 人件費が含まれている。</p> <p>しかし、Bは、助成期間中である平成24年2月10日付けでA社を退職し、新たに助成終了後の事業化に向けてA社が設立した株式会社C（以下「C社」という。）に平成24年2月11日から雇用されているが、A社退職後である平成24年2月21日から29日までの期間における人件費についても助成対象経費として実績報告がなされている。</p> <p>市によれば、C社就職後も当該助成の対象となる研究に従事していたとのことである。（C社は所在地及び代表者がA社と同じ）</p>	<p>（環境局環境未来都市推進室）</p> <p>今回の指摘に基づき、事後的ではあるが、研究代表者からC社の共同研究者への追加の変更申請書の提出を受け、当室で申請内容を審査の上、平成25年3月18日付で変更承認を行ったところである。</p> <p>今後は、こうした場合にはあらかじめ事業計画の変更申請を行わせることを含め、適正な手続きの遵守について研究者にも周知を徹底し、再発防止に努めたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>しかし、C社は交付決定時には補助対象とされていないため、C社及びC社に雇用されるBを補助対象とするためには、事業計画の内容の変更を行うことが必要である。</p> <p>北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱第16条第1項には、次のとおり、計画の変更にあたっては、市長の承認を受けなければならないとされている</p> <p>【交付要綱第16条】 (助成対象研究開発の変更及び中止) 第16条 研究者は、助成対象研究開発を変更又は中止しようとするときは、変更にあつては北九州市環境未来技術開発助成事業変更申請書を、(中略)あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>本件のように、交付決定に係る事業計画の内容の一部が変更される場合は、あらかじめ事業計画の変更承認手続を実施させる必要がある。</p>	

6 監査の結果（意見）に基づく措置状況

(1) 総務企画局の補助金等

ア 財団法人北九州国際交流協会補助金

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>総務－ア <u>補助金交付要綱の作成・整備について</u></p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局国際政策課)</p> <p>補助金の使途や事業の成果を、より適切に、的確に審査できるよう、監査人の意見をふまえ、交付要綱を作成することとしたい。</p> <p>(平成26年4月1日施行予定)</p>

イ 財団法人国際東アジア研究センター補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>総務－イ 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局国際政策課)</p> <p>補助金の使途や事業の成果を、より適切に、的確に審査できるよう、監査人の意見をふまえ、交付要綱を作成することとしたい。</p> <p>(平成26年4月1日施行予定)</p>

(2) 市民文化スポーツ局の補助金等

ア おさかなロードPR事業負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーア① <u>補助金等交付規則の適用について</u></p> <p>市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出しているが、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。しかし、実質的には事業に対する助成（補助）としての性格が強いことから、本負担金は補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出している。本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。</p> <p>平成 23 年度の決算書は次のとおりである。収入をみると、市負担金のほかは、参加者からの参加費となっており、他の構成メンバーからの負担金はない。</p> <p>すなわち、実質的には、事業実施に必要な経費のうち、バスツアー参加者からの負担金で賄えない経費を市が負担する形となっており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。</p> <p>したがって、補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局市民部区政課) (若松区役所総務企画課)</p> <p>当事業は平成23年度で負担金の支出が終了している。今後、同様な事業があった際は、左記の監査人の意見を踏まえ適切に対応していく。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーア② <u>負担先の決算内容の適切な審査について</u></p> <p>負担先の提出した決算書が、すべての活動を反映したものとなっていない。負担先の実施内容について適切に把握し、審査することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 負担先は、上記決算書に掲げる事業のほか、北九州市にぎわいづくり懇話会のにぎわい認定事業の認定を受けた事業（地引網ツアーの実施：平成 23 年 9 月 24 日、決算額 500 千円）を実施している。 しかし、実行委員会の決算書には、当該事業が反映されていない。 実行委員会に対し負担金を支出している以上、すべての活動に関する事業報告及び収支決算書について、負担金の有効性等を審査することが望まれる。 なお、北九州市にぎわいづくり懇話会の認定を受けた事業に関しては、「(5) 産業経済局の補助金等 ち. 北九州市にぎわいづくり懇話会補助金」の項目に詳細を記載している。</p>	<p>(市民文化スポーツ局市民部区政課) (若松区役所総務企画課)</p> <p>当事業は平成 23 年度で負担金の支出が終了している。今後、同様な事業があった際は、左記の監査人の意見を踏まえ適切に対応していく。</p>

イ 北九州自衛隊協力会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーイ 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。 要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。 補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。 確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。 しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。 これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局区政課)</p> <p>本補助金については、交付要綱が作成されていないが、北九州市補助金等交付規則に則り補助金の申請及び実績報告に対する審査を行っている。</p> <p>ご意見のとおり、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲等を明確にした交付要綱を作成することが望ましいと考え、上記項目を定めた交付要綱を作成した。</p> <p>(平成25年4月1日施行)</p>

ウ 北九州人権擁護委員協議会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーウ <u>補助金交付要綱の作成・整備について</u></p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局区政課)</p> <p>本補助金については、交付要綱が作成されていないが、北九州市補助金等交付規則に則り補助金の申請及び実績報告に対する審査を行っている。</p> <p>ご意見のとおり、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲等を明確にした交付要綱を作成することが望ましいと考え、上記項目を定めた交付要綱を作成した。</p> <p>(平成25年4月1日施行)</p>

エ 平尾台ふゆはなび負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーエ <u>指定管理者アイデア活用制度の利用について</u></p> <p>ハートランド平尾台株式会社は、「平尾台ふゆはなび」の開催地である「平尾台自然の郷」の指定管理者となっている。市はこのようなイベントを立ち上げる際、指定管理者が地元や民間のノウハウを有効活用できるよう検討することが望ましい。</p> <p>〈内容〉 市は、公共施設について、民間事業者等有するノウハウを活用して住民サービスの質の向上を図ることにより、施設の設定目的を効果的に達成するため、平成15年11月に「指定管理者制度」を導入している。また平成19年度には、指定管理者の提案に基づいて、施設の有効活用に関わる画期的な企画に対して財政支援を行う「指定管理者アイデア活用制度」を創設している。</p> <p>負担先の平尾台ふゆはなび実行委員会の事務局をしているハートランド平尾台株式会社は、平成18年度から、平尾台の自然環境の保護と地域振興を目的とした「平尾台自然の郷」の指定管理者となっている。「平尾台ふゆはなび」は、真冬の閑散期に「平尾台自然の郷」を盛り上げ、地域活性化に資する有意義なイベントであるといえるが、こうしたイベントなど事業の立ち上げをする際、市が提案・主催するのではなく、「指定管理者アイデア活用制度」などにより指定管理者が地元や民間のノウハウを有効活用できるよう検討することが望ましい。</p>	<p>(市民文化スポーツ局区政課) 「第1回平尾台ふゆはなび(平成20年度)」の実施にあたり、ハートランド平尾台株式会社が指定管理者アイデア活用制度に応募したが、継続性や開催時期の天候リスク等の理由から不採択であった。そこで、地元住民・団体、ハートランド平尾台株式会社、市が実行委員会を結成し、第1回ふゆはなびを開催することとなった。</p> <p>現在も実行委員会事務局であるハートランド平尾台株式会社を中心となって、ふゆはなび実施計画の中で、地元や民間のノウハウを有効に活用した「平尾台ふゆはなび」開催を検討しているものである。</p>

オ 門司港クラフトデザイン協会負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーオ 実績報告等の適切な審査について</p> <p>門司港デザインハウスの什器輸送に係る完了報告書について、記載内容の一部誤りがあったが、事業報告の審査時に確認できていなかった。</p> <p>事業報告の審査においては、慎重かつ確実な審査がなされる必要があるとともに、事実と記載内容の不整合がある場合には、その原因等について具体的な事実関係を確認することが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>事業報告の添付書類として、門司港デザインハウスの整備時における什器輸送に係る（作業）完了報告書が添付されていたが、当該報告書の「契約年月日」の記載欄に誤りがあった。具体的には、宛先である門司港クラフトデザイン協会の設立が平成24年1月26日であるにもかかわらず、契約年月日には設立前の「平成24年1月20日」が記載されていた。</p> <p>当該不整合につき市担当者に確認をしたところ、本来の契約日は平成24年1月27日であったが、誤って上記の日付が記入されており、事業報告の審査時に確認できなかったとのことである。</p> <p>事業報告の審査においては、慎重かつ確実な審査がなされる必要があるとともに、事実と記載内容の不整合がある場合には、その原因等について具体的な事実関係を確認することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局区政課)</p> <p>門司港デザインハウスの什器輸送に係る記載内容の一部誤りについては、完了報告書の記載欄の誤りを訂正した。</p> <p>今後は、当協会に誤りの無いよう求めるとともに、審査時には、慎重かつ確実な審査するよう徹底する。</p>

カ 各区文化祭補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民-カ① <u>交付要綱等における不明確な規定の見直しについて</u></p> <p>北九州市芸術文化事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）には、補助対象経費についての明確な定めがない。 要領の定めが明確でないと、合規性を確保できないとともに、補助の目的や効果を確保できない可能性があるため、補助対象経費を明確に定めることが望ましい。</p> <p><内容> 補助対象経費について、交付要領には「第3条 補助金の交付金額及び対象経費は、市長が予算の範囲内で認める額及び経費とし、概算払いの方法により交付するものとする。」と規定されている。</p> <p>市によると、実務上、食糧費は補助対象経費から外すよう説明会において記載例などの資料に基づき周知しているとのことであるが、要領にはその旨の記載がない。また、食糧費以外についても、どの費目を補助対象経費とするかは、あらかじめ「計画書」の様式に記載された8つの費目（食糧費を除く）から各団体が任意に選択している。</p> <p>この結果、食糧費以外のすべての費目を補助対象経費としている団体もあれば、一費目のみを補助対象経費としている団体もある。</p> <p>また要領の定めが不明確であることから、上記「(エ) 監査の結果 ① 変更承認申請手続の未実施について」で指摘した費目の変更を自由に認める原因にもなっていると考える。</p> <p>したがって、交付要領には、補助対象経費を明確に定めることが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局文化政策課) (各区役所コミュニティ支援課) 「交付要領」に基づき作成している事務要領を修正し、補助対象経費を明確に定めるとともに、各区共通の様式を用いるように改善し、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(平成25年6月18日改正)</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民-カ② <u>実績報告等の適切な審査について</u></p> <p>市は補助金の交付目的が達成されているか費用対効果を検討する必要があるが、実績報告書等に不備等が認められるなど、領収書及び実績報告書の審査が不十分である。</p> <p>領収書及び実績報告書の形式的な確認に終わることなく、補助金が目的を達成するために有効に利用されているかという視点からの審査も実施することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>各団体は文化祭終了後、補助対象経費の領収書を添付した実績報告書を、小倉南区役所に提出しなければならない。区の所管部署では、3名体制で実績報告書等をチェックしている。</p> <p>しかし、実績報告書等を閲覧したところ、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a. 「評価・反省」欄にコメントを記載していない団体が散見された。</p> <p>b. 「実績報告書」の参加人数が概数（例えば、150名など）であり、かつ「計画書」の参加予定人数と「実績報告書」の参加人数が一致している団体が散見された。</p> <p>c. 「実績報告書」を「計画書」の様式で提出している団体があった。</p> <p>d. 市販の領収書に手書きで領収先の個人名等を記載している領収書を提出している団体があった。</p> <p>市は補助金の交付目的が達成されているか費用対効果を検討する必要がある。</p>	<p>(市民文化スポーツ局文化政策課) (各区役所コミュニティ支援課)</p> <p>実績報告書の確認については、今回の監査意見を踏まえた視点で審査を行なうよう周知徹底した。</p> <p>また、内容確認を容易に行えるように様式を改訂した。</p> <p>市販領収書に手書きされている場合は、領収書の信頼性に疑問が持たれるため、別途「顛末書」等の書類の提出を求めるよう周知、徹底した。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>本補助金の交付目的は、幅広い文化分野で活動している市民が、日頃の研鑽の成果を発表し活動の活性化を図ることにあるため、各団体における自己評価や反省、参加人数こそが、市が費用対効果を検討する上で必要な情報になると考える。</p> <p>したがって、実績報告書の形式的な確認に終わることなく、補助金が目的を達成するために有効に利用されているかという視点からの審査も必要であると考え。なお、上記 d. について、市販領収書に手書きされている場合は領収書の信頼性に疑問が持たれるため、特にその理由を確認することが望まれる。</p>	

キ 北九州芸術祭事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民-キ① <u>長期継続補助金の見直しについて</u></p> <p>本補助金は、補助開始から長期間が経過し、補助金額が固定化されている。補助金額の算定根拠も現時点では明確ではない。長期に継続している補助金は、既得権化の弊害があるため、施策実現のために最適な対象事業であるか補助効果を定期的に検証し、有効性について検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本補助金は、補助開始から長期間が経過し、少なくとも平成19年以降は補助金額が同一額で推移している。また、補助開始当初は補助金の算定基礎が明確であったとも思われるが、現時点では算定根拠が不明確となっている。</p> <p>補助金が長期にわたって継続することは、既得権化の弊害が生じ、補助金額の算定根拠も不明なまま固定化される結果となりやすい。</p> <p>補助事業の役割や市民のニーズは時代とともに変化するものであるため、施策実現のために最適な対象事業であるか補助効果を定期的に検証し、有効性について検討することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局文化政策課)</p> <p>今後の補助金の減額等も想定し、まずは明確な算定基礎を定めるところから始め、その後、有効性について検討していきたい。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民-キ② <u>交付要綱等における不明確な規定の見直しについて</u></p> <p>本補助金について、交付要領は作成されているが補助対象経費が不明確であり、特定されていない。補助対象経費が不明確な場合、補助金の使途や事業の成果を適切に審査することができない。交付要綱等において、補助対象経費を明確にすることが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>補助金交付金額及び補助対象経費について、交付要領には「第3条 補助金の交付金額及び対象経費は、市長が予算の範囲内で認める額及び経費とし、概算払いの方法により交付するものとする。」と規定されているだけである。</p> <p>このため、補助金の算定根拠も不明となっている。</p> <p>補助の対象は交付先が実施する特定の事業であるため、補助対象事業及び対象経費を明確に規定して交付する必要がある。また、補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要領を定め一律の取り扱いを図る必要がある。</p> <p>実務上は、各所管部署において補助対象経費を把握しており、そのうえで補助金等の額を算定していると思われる。</p> <p>しかし、現状のように対象経費が要領等で明文化されていない場合、その対象経費及び金額の算定根拠を確認することができず、交付後の補助金の使途や事業の成果を適切に審査することも困難になる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局文化政策課) 各区文化祭補助金と同様に、『交付金申請・報告書記入項目』において補助対象経費を明確に定め、関係職員及び交付先の事務担当者に周知徹底した。</p> <p>(平成25年6月18日改正)</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>また、要領が不明確であることが、上記「① 長期継続補助金の見直しについて」の意見にある補助金額の固定化の一因になっていると考えられる。</p> <p>したがって、本補助金について、要領等で補助対象経費を明確にすることが望まれる。</p>	

ク ギラヴァンツ北九州支援事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーク 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日に「ギラヴァンツ北九州支援事業補助金交付要綱」を策定し、補助金の審査を行なっている。</p>

ケ ギラヴァンツ北九州を支援する市民会議負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーケ 経費の執行が事業年度終了直前に集中した場合の適切な審査について</p> <p>事業年度終了直前に経費の支出が集中する傾向が見受けられたことから、支払時期が事業年度終了直前となる理由を負担金支出先から文書等で入手するなど、理由の合理性を含む適切な審査の実施が望まれる。</p> <p>〈内容〉 平成 23 年度の市民会議の支出額 9,859,135 円のうち、全支出額の 3 分の 1 以上となる 3,419,242 円が、年度が終わる 3 月 23 日から 3 月 31 日までの間に行われているなど、事業年度終了直前に経費の支出が集中する傾向が見受けられた。</p> <p>一般的に事業に必要な支出は事業の実施に合わせて適時に行われものであるが、終了直前に集中している場合、効果的に負担金が活用されているか検討することが必要と考える。</p> <p>事業年度終了直前での予算執行については負担金支出先から理由を文書等で入手するなど、理由の合理性を含む適切な審査の実施が望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>負担金交付先に説明を求めたところ、「Jリーグの試合日程が毎年 2 月に発表されるため、その発表を受けて新シーズン向けの広報活動を実施するから」という回答を得た。</p> <p>事務処理としては問題ないと考えるが、今後とも計画的な事務処理を行い、迅速かつ適正な事務処理に努めていきたい。</p>

コ 体育団体助成補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーコ 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日に「スポーツ・レクリエーション団体事業補助金交付要綱」を策定し、補助金の審査を行っている。</p>

サ 門司港レトロマラソン大会開催負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民一サ <u>負担金対象事業の実施主体の検討について</u></p> <p>負担先の事務局は市役所のスポーツ振興課内に置かれているが、門司区における特定の事業であることから、門司区役所内に事務局を置き、門司区が主体的に企画・運営の実施を検討することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 マラソンの開催に必要な事業を企画・実施している「門司港レトロマラソン実行委員会」の事務局は市役所の市民文化スポーツ局スポーツ振興課内に置かれている。</p> <p>負担先の実行委員会が行う事業は、「門司港レトロマラソン実行委員会規約」において（１）門司港レトロマラソンの開催に必要な総合計画に関する事、（２）関係団体との連絡調整に関する事、（３）門司港レトロマラソンの開催に必要な経費に関する事、（４）その他大会の開催に必要な事、と定められている。実務はスポーツ振興課の担当者が実施しているが、計画や関係団体との連絡調整など、地理的な点や普段の連携の点からも、門司区が主体となって実施した方が効率的であると思われる。</p> <p>実際に、区政課が所管する区行政推進事業では小倉南区役所総務企画課が事務局である「平尾台クロスカントリー実行委員会負担金」などもあり、門司港レトロマラソンと同様の事業を各区が主体となって実施している例もある。</p> <p>各区役所の人員体制の問題等もあるとは思われるが、本負担金のように各区が主体となって実施した方が効率的であるものについては、各区役所内への事務局の設置を検討することが望まれる。</p>	<p>（市民文化スポーツ局スポーツ振興課） 門司港レトロマラソンの今後の運営方法については、ご指摘の点を含め、関係団体との協議を継続したい。</p>

シ 各地区交通安全協会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市民ーシ <u>各地区交通安全協会に対する補助金の 必要性について</u></p> <p>安全協会は十分な自己収入があり、繰越金及び積立金を有していることから、交通安全協会補助金交付要綱第4条には「補助金を交付することが適当であると認めるときは、すみやかに交付の決定をし、補助金を交付するものとする」と記されているが、安全協会には十分な収益があり、かつ繰越金や積立金を保有しているため、補助金がなくても十分に運営できると思われる。</p> <p>補助金がなくても十分に運営できると思われるため、廃止を含め必要性を検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>安全協会では、補助金以外にも会費(普通会費、特別会費)や雑収入等の収入があり、事業実施に必要となる費用を上回る状況である。各地区の収入に占める補助金の割合はおおよそ0.7%から2.6%の範囲である。また、一部の区においては繰越金又は積立金を保有している。</p> <p>所管部署としては、交通安全推進における警察との協力関係を考慮すると、一定の補助金交付は止むを得ないと考えているが、協力関係は補助金がなくても達成できると考えられる。したがって、廃止を含め必要性を検討することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課)</p> <p>当該団体は、本市の重要施策のひとつである交通安全に取り組む団体であり、今後とも活動への協力は重要である。</p> <p>しかしながら、監査の意見を踏まえ、繰越金と積立金の背景や当該財源の交通安全事業への利用可能性、さらに補助金を廃止、減額した場合の本市交通安全事業への影響等について協議を進めていきたい。</p>

(3) 保健福祉局の補助金等

ア 敬老行事補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>保健－ア <u>補助対象者等の見直しについて</u></p> <p>本補助金の対象者の年齢や一人当たりの交付金額については、交付要領が作成された昭和 55 年度から一度も見直されていない。</p> <p>本補助金の交付金額は、対象人口の増加に伴い、市の負担額も年々増加しており、補助対象者や補助金額の見直しなどを検討することが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>市は、75 歳以上（年度内）の年長者 1 人につき 1,000 円（年 1 回限り）を敬老行事補助金として団体に交付している。</p> <p>次の表のとおり、75 歳以上の高齢者は年々増加傾向にあり、平成 23 年度の対象人口は、本補助金の交付要領が作成された昭和 55 年度の約 4 倍となっている。</p> <p>一方で、補助対象者及び補助金額は昭和 55 年度から一度も見直されていないため、市の負担額は年々増加している。また、本補助金は、高齢者が参加する敬老行事を実施する団体に交付することを目的としているが、補助金の財源には限りがあり、財源は時代に合致した新たなニーズや施策にも振り向けることが必要であるため、時代や経済社会情勢を踏まえ、定期的に補助金の必要性を見直すことが求められる。</p> <p>超高齢社会に入っている今、敬老行事補助金は見直しの時期にあると思われる。</p> <p>したがって、補助対象者や補助金額の見直しなどを検討することが望まれる。</p>	<p>(保健福祉局高齢者支援課)</p> <p>敬老行事は、地域をあげて長寿をお祝いすることを目的に、自治会等の地域団体が地域の実情に応じて主催するものであるため、あり方そのものについて慎重に検討する必要がある。</p> <p>高齢化に伴う支給対象者の増加、市の負担額の増加を踏まえ、さらなる議論を進めることとしたい。</p>

(4) 環境局の補助金等

ア 環境モデル都市地域推進会議登録団体助成金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>環境ーア <u>補助対象活動の変更に伴う変更承認申請手続の実施の必要性の有無について</u></p> <p>交付申請時の補助対象活動の一部が実施されず、補助金が他の活動に充当されているにもかかわらず補助金計画変更の申請手続がなされていなかった。計画変更の申請手続が省略できる変更とも捉えられるが、明確な基準がなく判断が困難であるため、交付要綱等に軽微な変更に係る条件等の設定を行うことが望まれる。</p> <p>〈内容〉 平成 23 年度に交付された活動のうち、特定非営利活動法人北九州サステイナビリティ研究所の「環境文化の創造学習」において、申請時の活動計画書の補助対象活動の一部が実施されず、補助金が他の活動に充当されているにもかかわらず、補助金計画変更の申請手続がなされていなかった。</p> <p>具体的には、申請時の活動計画書において、専門講師等の招へいも含めた調査・研究を行い、その結果と成果を広く市民へ広報するため報告書を冊子化することとされており、冊子製作費 100 千円が補助対象経費として承認されていた（補助金の額としては、対象経費に 2 分の 1 を乗じた額となるので 50 千円）。</p> <p>しかし、実績報告書によると、実際には当該冊子製作は実施されず、その経費は講演会の講師謝金等に充当されていたが、事業計画の変更申請は行われていなかった。</p>	<p>(環境局環境学習課)</p> <p>当該補助金実施要綱を平成 25 年 4 月 1 日付けで改定し、変更承認申請を省略できる「軽微な変更」の判断基準について</p> <ul style="list-style-type: none">・経費の目的を実質的に変更するものではないもの・補助活動の目的等に支障がない細部の変更 <p>などは、活動団体とのヒアリングを基に省略できるとした。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>「北九州市環境モデル都市地域推進会議登録団体支援事業実施要綱」の第 13 条において、内容の変更があった場合はあらかじめ変更承認申請書の提出を義務付けており、本事例のように補助対象活動の一部を変更する場合は、補助金計画の変更承認手続をとる必要がある。</p> <p>一方で、本事例の場合、補助対象経費（500 千円）のうち他の活動に充当された額（100 千円）は全体の 20%であるため、基本規則に定める計画変更手続が省略できる「軽微な変更」であるといえなくもない。しかし、交付要綱等に軽微な変更に係る条件（基準）が設定されていない。</p> <p>このような規程がないと、交付決定時に承認したものと異なる事業が実施されてしまう可能性があるため、交付要綱等に、交付決定した事業の内容や経費の区分の変更について、一定の条件を設けることが望まれる。</p>	

イ 北九州市衛生総連合会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>環境ーイ <u>補助金交付要綱の作成・整備について</u></p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。 要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。 補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。 しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。 これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(環境局環境学習課)</p> <p>北九州市衛生総連合会補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、平成 25 年 3 月に「北九州市衛生総連合会補助金交付要綱」を作成し、平成 25 年 4 月 1 日より適用することとした。</p> <p>平成 25 年度の北九州市衛生総連合会補助金の申請については「北九州市補助金等交付規則」および当該要綱に沿って、審査を行っている。</p>

ウ 北九州市住宅用太陽光発電システム設置補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>環境－ウ <u>市の事務負担の軽減策の検討について</u></p> <p>申請者の急増に伴い、所管部署の事務作業が増大している。</p> <p>市民の環境に対する意識向上等により、今後も申請者の増加が予想されるため、早急に市の事務負担軽減のための対策を講じることが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>年々、市民の環境に対する意識向上等により、本補助金の申請者が急増している。平成 22 年度に交付件数が 1,000 件を超え、平成 23 年度には 1,714 件となっている。</p> <p>一方、市は、電話による市民からの問い合わせ、申請書類の受理及び審査、交付決定通知書の発行、稼働状況報告の受理等の事務作業を 3 名（担当職員 1 名、臨時職員 2 名）で実施しており、事務作業が増大している。</p> <p>平成 24 年度からは、電話による市民からの問い合わせ業務を民間に委託することで、負担軽減にはつながっているものの、申請者が年々増加することを考えると十分な対策とはいえない。実際、市は設置者に翌 1 年間の月次稼働状況の報告義務を課しているが、平成 22 年度分に関しすべての稼働状況報告書が入手されているかの確認はいまだできていないとのことである。</p> <p>そこで、事務負担軽減の観点から、交付決定に必要な申請書類の受理及び審査業務のみ市が行い、電話による市民からの問い合わせ、交付決定通知書の発送及び稼働状況報告の受理等の業務に関しては外部に委託するなど、早急に市の事務負担軽減のための対策を講じることが望まれる。</p>	<p>(環境局環境未来都市推進室)</p> <p>本補助金交付事業は、平成 24 年度をもって終了となった。</p> <p>平成 24 年度より開始した類似補助金交付事業である「家庭用燃料電池(エネファーム)設置補助金」は、平成 25 年度も実施する予定である。募集件数は 150 件程度と「住宅用太陽光発電システム設置補助金」と比べて規模が小さいが、今回の指摘・意見を参考に、事業を進めていく。</p> <p>具体的には、申請受付業務を民間企業に委託することで市の事務負担軽減を図ることとしている。</p>

エ 福岡水素エネルギー戦略会議負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>環境－エ <u>負担金額決定に関する書類の保存について</u></p> <p>負担金 5,000 千円を市が支出するに至った金額決定に関する書類が保存されていない。金額決定の書類は、負担金額見直しの重要な資料になるため、負担金を支出している間は当該書類を保存して、担当者が算出根拠や積算内容を的確に把握できるようにすることが望まれる。</p> <p>〈内容〉 市は、平成 17 年度から負担金 5,000 千円を支出している。なお、平成 23 年度における負担金額は次のとおりである。 【平成 23 年度水素会議負担金】 (単位：千円)</p> <p>負担者 負担金額 福岡県 75,137 佐賀県 4,997 北九州市 5,000 福岡市 2,000 独立行政法人産業技術総合研究所 1,663 財団法人九州大学学術研究都市推進機構 1,010 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター 903</p> <p>※出所「平成 23 年度戦略会議収支決算書及び平成 24 年度予算案」を参考に監査人作成</p> <p>当該負担金額が福岡県に次いで 2 番目に大きい理由は、上記取組の 1 つである「社会実証」に関し、市に「北九州水素ステーション」と「北九州水素タウン」の 2 つが整備されているためである。</p>	<p>(環境局環境未来都市推進室) 今回の意見を踏まえ、今後、負担金に関する資料については保存することとした。</p> <p>なお、負担金額については見直しを行い、平成 24 年度までは 500 万円負担してきたが、平成 25 年度は 150 万円となった。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>そこで、5,000 千円を負担するに至った金額決定の経緯の説明を所管部署に求めたところ、書類は保存期間の5年間を超えているためすでに破棄されており、その経緯については不明とのことであった。確かに「北九州市文書管理規則」の「保存期間区分基準表」によれば、契約及び工事の執行に関するもの(特に重要及び重要なものを除く。)は、保存期間が5年間とされている。</p> <p>しかし、負担金は、導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止や減額等の見直しを行わずに長期化する傾向にあるため、金額決定に関する書類は負担額見直しの重要な資料に該当すると考えられる。</p> <p>したがって、負担金を支出している間は、当該書類を保存して担当者が算出根拠や積算内容を的確に把握できるようにすることが望まれる。</p>	

オ 財団法人北九州国際技術協力協会運営補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>環境一オ <u>運営費補助の必要性の検討について</u></p> <p>市は、KITA の安定的運営を支援する目的で、事業費及び運営費を補助しているが、本補助金の事業費と運営費の区分が明確でない。また、自主事業により一般正味財産は増加傾向にあり、団体を運営する財源も確保できている。したがって、今後は補助対象を明確にし、必要額を補助するようにすることが望ましい。</p> <p>〈内容〉</p> <p>市は、KITA の安定的運営を支援する目的で、事業費及び運営費を補助している。</p> <p>交付申請書に添付されている平成 23 年度財団法人北九州市国際技術協力協会補助事業運営経費では、当補助金の支出予算は次の表のとおり記されている。</p> <p>法人費のうち、「b.研修部スタッフ」から「e.環境協力センター等スタッフ」までは、おおむね事業に係る人件費であるが、「a.事務局スタッフ」及び「f.貸室料」から「l.会費」までは、事業費と運営費が混在していると推測され、事業費と運営費の区分が明確でない。</p> <p>また、自主事業の実施等により一般正味財産は増加傾向にある。過去 4 年間の一般正味財産増減の部における当期経常増減額の推移をみると、平成 23 年度は 10,109 千円と累計で 18,108 千円増加しており、団体を運営する財源も確保できているといえる。したがって、今後は補助対象を明確にし、必要額を補助するようにすることが望まれる。</p>	<p>(環境局環境国際戦略課)</p> <p>公益財団法人北九州国際技術協力協会に対する補助は、平成 23 年度までは運営費及び事業費に対して行っていたが、平成 24 年 4 月 1 日より「(公財)北九州国際技術協力協会補助金交付要綱」を施行し、当該要綱により補助対象事業を明確化し、その目的に適う事業に対してのみ補助するよう変更している。</p>

カ 北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>環境ーカ <u>財産の取得が補助対象期間終了直前に 行われた場合の適切な審査について</u></p> <p>補助対象期間終了直前に取得した財産については、交付先からその理由及び当該財産の利用状況を明確にした書類等を入手するなど、審査を適切に実施することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 補助対象である機器の取得日が平成24年3月16日と、補助対象期間終了日(3月31日)直前となっていた事例が見受けられた。市によると、当該機器は、交付申請時から取得予定であったが、納期が遅れたため、このような状況となったとのことである。市は、その詳細な理由及び取得日から補助対象期間までの約2週間における利用状況等について口頭による説明は受けているとのことであるが、文書による回答は得られていない。</p> <p>一般的に、実証試験に使用する機器等の財産については、消耗品等とは異なり、補助対象期間のうち一定期間を通じて利用することが想定される。しかし、補助対象期間終了直前に取得した財産については、取得日から対象期間終了日までの期間が短いため、実際に当該実証試験のために利用されたかどうか客観的に判断する必要がある。</p> <p>そのため、取得が補助対象期間終了直前となった機器等の財産に関し、その経緯や理由、当該財産の利用状況について、交付先から文書で回答を入手するなど、当該財産の購入経費が補助の対象経費として妥当であることについて、審査を適切に実施することが望まれる。</p>	<p>(環境局環境国際戦略課)</p> <p>今回ご意見をいただいた取得機器は、韓国において抗菌タイルの有効性を確認するために必要な機材であった。</p> <p>当該機器の納品日は3月16日であるが、発注は2月6日に行っている。</p> <p>当該機器の納期は日本であれば、通常1～2週間程度であるが、韓国での使用のため、仕様変更や税関検査等に時間がかかったとのこと。</p> <p>納期は遅れたものの、当該機器は現地で施工した抗菌タイルの効果確認として、付着菌数測定や浮遊菌数測定等で使用している。</p> <p>本件については、事業報告に際して口頭にて説明を受けていたものの、文書の提出までは受けていなかったため、指摘後、改めて理由書の提出を求め、文書で回答を得て確認を行った。</p> <p>本事業の実施にあたっては要綱に基づく詳細な手続きを記載した事務処理マニュアルを作成しているため、今後は、このような事例については文書による提示を求めることを事務処理マニュアルに盛り込むこととし、適切な事業の審査に取り組むこととする。</p>

(5) 産業経済局の補助金等

ア 北九州市たばこ販売協同組合連合会事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業ア <u>補助金交付要綱の作成・整備について</u></p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局中小企業振興課)</p> <p>補助金の交付決定に当たり、補助金の目的や対象事業、対象経費、補助率等を明確にするため、「北九州市たばこ販売協同組合連合会事業に関する補助基準」を定めた。</p> <p>(平成25年4月1日施行)</p>

イ 社団法人北九州中小企業団体連合会事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業－イ 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容> 本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。 要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。 補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。 確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。 しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。 これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局中小企業振興課) 補助金の交付決定に当たり、補助金の目的や対象事業、対象経費、補助率等を明確にするため、「社団法人北九州中小企業団体連合会事業に関する補助基準」を定めた。 (平成25年4月1日施行)</p>

ウ 中小企業者支援事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業－ウ 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局中小企業振興課)</p> <p>補助金の交付決定に当たり、補助金の目的や対象事業、対象経費、補助率等を明確にするため、「北九州商工会議所中小企業者支援事業に関する補助基準」を定めた。</p> <p>(平成25年4月1日施行)</p>

エ 中小企業優良従業員表彰事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業－エ 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局中小企業振興課)</p> <p>補助金の交付決定に当たり、補助金の目的や対象事業、対象経費、補助率等を明確にするため、「北九州商工会議所中小企業優良従業員表彰事業に関する補助基準」を定めた。 (平成25年4月1日施行)</p>

オ 中小企業振興事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一オ <u>補助金交付要綱の作成・整備について</u></p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局中小企業振興課)</p> <p>補助金の交付決定に当たり、補助金の目的や対象事業、対象経費、補助率等を明確にするため、「財団法人福岡県中小企業振興センター中小企業振興事業に関する補助基準」を定めた。 (平成25年4月1日施行)</p>

カ 北九州商工会議所福利厚生事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一カ <u>補助金交付要綱の作成・整備について</u></p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局中小企業振興課)</p> <p>補助金の交付決定に当たり、補助金の目的や対象事業、対象経費、補助率等を明確にするため、「北九州商工会議所福利厚生事業に関する補助基準」を定めた。</p> <p>(平成25年4月1日施行)</p>

キ 北九州貿易協会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一キ 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局国際ビジネス振興課)</p> <p>補助金の交付決定に当たり、補助金の目的や対象事業、対象経費、補助率等を明確にするため、「公益社団法人北九州貿易協会補助金交付要綱」を定めた。</p> <p>(平成25年4月1日施行)</p>

ク 環境エレクトロニクス研究事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業ーク 補助目的を達成できる体制の検討について</p> <p>東アジア研究センターにおける暫定的な環境エレクトロニクス研究は、当面、暫定的なものとして行っているが、知的財産権の取得や外部資金の獲得を積極的に推進していく点からは体制が十分に整っていないとのことである。東アジア研究センターが補助金の交付目的を十分に達成できる組織であるか暫定期間中に活発に議論されることが望まれる。</p> <p><内容> 東アジア研究センターは、東アジアの経済・社会に関する調査・研究を行うために設立された組織であるため、「環境エレクトロニクスグループ」は異質な存在となっている。たしかに、東アジア研究センターが研究機関であること、また科学研究費補助金への応募が可能となる文部科学大臣が指定する機関であることからすれば、市が東アジア研究センターに対して環境エレクトロニクス研究を依頼したことは理解できる。</p> <p>しかし、知的財産権の取得や外部資金の獲得を積極的に進めていかなければならない研究に対して、東アジア研究センターには、その体制が十分に整っていないとのことである。</p> <p>平成 22 年 2 月 4 日付けで市から東アジア研究センターに依頼された「財団法人国際東アジア研究センターにおける環境エレクトロニクス研究の実施について（依頼）」では、実施条件として次のように記載されている。暫定期間中に、今後の方向性について活発に議論されることが望まれる。</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>本事業は、暫定期間の平成 26 年度まで国際東アジア研究センターにて実施し、それまでの成果等を鑑みて以降の実施について決定する。これに照らして、組織・体制を含めて引き続き検討し、決定する。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>【財団法人国際東アジア研究センターにおける環境エレクトロニクス研究の実施について（依頼）】</p> <p>本研究は、社会情勢や技術動向等を勘案して、当面の間 I C S E A D において暫定的に実施するものとする。2に掲げた実施期間内に研究実績及び成果を評価した上で、以降の実施については、研究成果をもっとも効果的に地域に還元できる体制も含めて本市（産業経済局、総務企画局）と I C S E A D で決議し決定することとする。</p> <p>※ I C S E A D とは、「財団法人国際東アジア研究センター」の略称である。</p>	

ケ 福岡コンテンツ産業振興会議負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一ケ <u>負担先の詳細な支出状況の把握について</u></p> <p>負担先の支出状況が大項目でしか把握されていないため、支出内容及び金額が妥当であったか確認できない。市は、支出内容の妥当性、経済性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>負担先の収入は、福岡県、北九州市及び福岡市からの負担金がほとんどである。その他の会員について、入会金及び会費は無料とされている。</p> <p>市は、毎年度の総会に出席し事業内容及び決算状況を把握している。その決算内容は次のとおりであるが、たとえば会議費についてみると 73 万円余りが計上され、その摘要には、総会、企画運営委員会開催経費としか記述されていない。会場費や講演講師謝金等と考えられるが、詳細は不明である。</p> <p>市は、負担先の支出内容の妥当性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>福岡コンテンツ産業振興会議は、平成 24 年度より「福岡 Ruby ビジネス拠点推進会議」と統合し、「福岡県 Ruby コンテンツビジネス振興会議」となった。北九州市は、福岡コンテンツ産業振興会議」と同額の負担金を支出している。</p> <p>振興会議の予算・決算については、これまで同様理事会及び総会にて報告を受けているが、収支の詳細を把握するため、平成 24 年度決算時より総会開催前に費目ごとの収支一覧を求め、状況や目的を確認するとともに収支に関する個々の資料を確認した。</p>

コ 福岡ナノテク推進会議負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業－コ 負担先の詳細な支出状況の把握について</p> <p>負担先の支出状況が大項目でしか把握されていないため、支出内容及び金額が妥当であったか確認できない。市は、支出内容の妥当性、経済性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。</p> <p><内容> 負担先の収入は、福岡県、北九州市及び福岡市からの負担金がほとんどである。その他の会員について、入会金及び会費は無料とされている。</p> <p>市は、毎年度の総会に出席し事業内容及び決算状況を把握している。その決算内容は次のとおりであり、詳細な内容は不明である。たとえば推進会議事業として 800 万円程度が計上されているものの、その内容は、負担先の規約に、「ナノテク推進会議を円滑に運営するために、経費管理、総会・企画運営委員会の開催、情報発信等、ナノテク推進会議運営事業を実施する。」としか記述されていない。会議にかかる会場費や講演講師謝金等及び情報発信に係るホームページの管理費等と考えられるが、詳細は不明である。</p> <p>市は、負担先の支出内容の妥当性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>今回の指摘を受けて平成 24 年度の決算では、負担金の支出内容の妥当性を確認するため、事務局である福岡県から詳細な支出書類を徴して支出内容を確認した。</p> <p>なお、福岡ナノテク推進会議の活動は平成 24 年度をもって終了したため、今後負担金は支出しない。</p>

サ ロボット産業振興会議負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一サ <u>負担先の詳細な支出状況の把握について</u></p> <p>負担先の支出状況が大項目でしか把握されていないため、支出内容及び金額が妥当であったか確認できない。市は、支出内容の妥当性、経済性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。</p> <p><内容> 負担先の収入は、福岡県、北九州市及び福岡市からの負担金がほとんどである。その他の会員について、入会金及び会費は無料とされている。</p> <p>市は、毎年度の総会に出席し事業内容及び決算状況を把握している。その決算内容は次のとおりであるが、たとえば会議費についてみると168万円余りが計上され、その摘要には、総会、企画運営委員会、医療・介護部会としか記述されていない。会場費や講演講師謝金等と考えられるが、詳細は不明である。</p> <p>市は、負担先の支出内容の妥当性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。</p> <p>なお、負担先においては、平成22年度まで多額の繰越金が継続していたが、平成23年度決算において、福岡県、北九州市及び福岡市にそれぞれの負担額に応じた返還がなされている</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>今回の指摘を受けて平成24年度の決算では、負担金の支出内容の妥当性を確認するため、事務局である福岡県から詳細な支出書類を徴して支出内容を確認した。</p> <p>次年度以降においても、同様の手続きにて負担金の支出状況を確認することとしたい。</p>

シ 環境・エネルギー技術革新企業集積特別助成金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業—シ <u>補助金の交付決定手続及び補助金額の 確定手続の効率化について</u></p> <p>補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ず、わかりにくい手続となっている。書類の様式の見直しなど弾力的な運用を検討し、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金については、工場等の稼働開始後、投資額が確定したときに申請書等の提出がなされることから、交付決定時点から交付金額が原則変動することはない。</p> <p>また、補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ない。</p> <p>そのため、交付決定後に行われる実績報告書の提出及び交付額の確定手続については、形式上の手続となっている。その結果、申請する企業の担当者からすれば同じような手続を2度実施しているような印象が生じる可能性があり、わかりにくくなっている。</p> <p>したがって、申請書等及び実績報告書の様式を見直すなど、弾力的運用を行うことにより、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。</p>	<p>(産業経済局企業立地支援課)</p> <p>当補助金交付制度は3年に一度、制度の見直しを行うこととしており、平成26年4月が改定時期となる。この要綱の改正を踏まえ、様式の見直しを検討し、ご意見いただいた内容に対応する予定としている。</p>

ス 企業立地促進補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業ース <u>補助金の交付決定手続及び補助金額の 確定手続の効率化について</u></p> <p>補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ず、わかりにくい手続となっている。書類の様式の見直しなど弾力的な運用を検討し、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金については、工場等の稼働開始後、投資額が確定したときに申請書等の提出がなされることから、交付決定時点から交付金額が原則変動することはない。</p> <p>また、補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ない。</p> <p>そのため、交付決定後に行われる実績報告書の提出及び交付額の確定手続については、形式上の手続となっている。</p> <p>その結果、申請する企業の担当者からすれば同じような手続を2度実施しているような印象が生じる可能性があり、わかりにくくなっている。</p> <p>したがって、申請書等及び実績報告書の様式を見直すなど、弾力的運用を行うことにより、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。</p>	<p>(産業経済局企業立地支援課) 当補助金交付制度は3年に一度、制度の見直しを行うこととしており、平成26年4月が改定時期となる。この要綱の改正を踏まえ、様式の見直しを検討し、ご意見いただいた内容に対応する予定としている。</p>

セ 空洞化対策特別交付金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一セ① <u>補助金の交付決定手続及び補助金額の 確定手続の効率化について</u></p> <p>補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ず、わかりにくい手続となっている。書類の様式の見直しなど弾力的な運用を検討し、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金については、工場等の操業開始後、投資額が確定したときに申請書等の提出がなされることから、交付決定時点から交付金額が原則変動することはない。</p> <p>また、補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ない。</p> <p>そのため、交付決定後に行われる実績報告書の提出及び交付額の確定手続については、形式上の手続となっている。</p> <p>その結果、申請する企業の担当者からすれば同じような手続を2度実施しているような印象が生じる可能性があり、わかりにくくなっている。</p> <p>したがって、申請書等及び実績報告書の様式を見直すなど、弾力的運用を行うことにより、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。</p>	<p>(産業経済局企業立地支援課)</p> <p>当補助金交付制度は3年に一度、制度の見直しを行うこととしており、平成26年4月が改定時期となる。この要綱の改正を踏まえ、様式の見直しを検討し、ご意見いただいた内容に対応する予定としている。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一セ② 類似する他の補助金等との整理・統合の検討について</p> <p>本補助金のように、臨時的で、かつ補助対象、補助内容等が類似する補助事業が別途整備されている場合、利用者にとってより分かりやすい補助金制度構築の観点から、将来的には企業立地促進補助金に整理・統合する検討を行うことが望まれる。</p> <p>〈内容〉 企業立地促進補助金と空洞化対策特別交付金について、制度概要を比較すると、次のとおりである。(略)</p> <p>空洞化対策特別交付金は、補助対象に新設が含まれないこと、利用要件に「新規常用雇用の要件」がなく、投資額に下限が設けられていること及び限度額の範囲・金額が、企業立地促進補助金と相違している。</p> <p>しかし、これらの補助金制度は、対象となる業種や補助金算定方法などについて類似しており、特に増設を伴う工事の場合には両制度の要件を満たす企業も存在する可能性がある。</p> <p>交付要綱には、「市の同種の補助金の交付決定を受けた企業については、交付金は交付しない」旨が定められているため、補助金の二重交付はなされないものの、利用者からみてよりわかりやすい補助金制度構築のために、将来的には空洞化対策特別交付金を企業立地促進補助金に整理・統合する検討を行うことが望まれる。</p>	<p>(産業経済局企業立地支援課)</p> <p>当補助金交付制度は3年に一度、制度の見直しを行うこととしており、平成26年4月が改定時期となる。そのタイミングと合わせ、要綱の改正及び他の補助金との整理・統合等について検討したいと考えている。</p>

ソ 国際物流特区企業集積特別助成金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一ソ 補助金の交付決定手続及び補助金額の 確定手続の効率化について</p> <p>補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ず、わかりにくい手続となっている。書類の様式の見直しなど弾力的な運用を検討し、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金については、工場等の稼働開始後、投資額が確定したときに申請書等の提出がなされることから、交付決定時点から交付金額が原則変動することはない。</p> <p>また、補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ない。</p> <p>そのため、交付決定後に行われる実績報告書の提出及び交付額の確定手続については、形式上の手続となっている。</p> <p>その結果、申請する企業の担当者からすれば同じような手続を2度実施しているような印象が生じる可能性があり、わかりにくくなっている。</p> <p>したがって、申請書等及び実績報告書の様式を見直すなど、弾力的運用を行うことにより、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。</p>	<p>(産業経済局企業立地支援課)</p> <p>当補助金交付制度は3年に一度、制度の見直しを行うこととしており、平成26年4月が改定時期となる。この要綱の改正を踏まえ、様式の見直しを検討し、ご意見いただいた内容に対応する予定としている。</p>

タ 関門海峡観光推進協議会負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一タ 繰越金の精算又は負担金額の見直しについて</p> <p>負担先では、平成 22 年度から 200 万円を超える繰越金が継続しているが、負担金額は変更されていない。事務局は参加自治体の所管部署内にあり、団体運営のための繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は負担金額の見直し等を関係機関に協議のうえ提案することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 負担先に対しては、北九州市、山口県及び下関市がそれぞれ同額を負担している。</p> <p>団体の決算状況を見ると、次の表のとおりであり、平成 22 年度において事業内容を見直すなど支出を削減した結果、事業費が減少したことに伴い、多額の繰越金が発生している。</p> <p>事業費が減少したにもかかわらず負担金額が変更されておらず、また、団体運営のための繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は負担金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局門司港レトロ課)</p> <p>平成 22 年度は、事業効果や実施時期について、協議会内で吟味し、随時事業内容を見直すとともに経費を効率的に執行した結果、繰越金が増大したものである。</p> <p>今後は、効果的な事業実施のための綿密な計画を立て、過度な繰越金が発生しないような適切な負担金の設定に努めるとともに、それでも過度な繰越金が発生すると見込まれる場合は、繰越金の精算または、負担金の見直しを協議する。</p>

チ 北九州市にぎわいづくり懇話会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一チ① <u>繰越金の精算又は補助金額の見直しについて</u></p> <p>交付先では事業費支出額の1割を超える繰越金が継続しているが、補助金額は変更されていない。事務局は市役所内のにぎわい推進課が行っており、団体運営には多額の繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は補助金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 交付先に対しては、市が補助金を、民間企業等 17 団体が負担金を支出している。</p> <p>平成 23 年度の決算状況をみると次の表のとおりであり、事業費支出額の1割を超える繰越金が継続している。なお、情報誌「雲のうえ」に係る収入及び支出を除くと、繰越金の割合は支出額の4分の1を超えている。</p> <p>補助金額は変更されているが、変更後もなお、200 万円以上の繰越金が継続して計上されている。</p> <p>事務局は市役所内にあり、団体運営には多額の繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は補助金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局にぎわい推進課)</p> <p>繰越金額については、平成23年度250万円、平成24年度210万円と減少傾向にあり、さらに今年度は新規事業実施予定のため、大幅な繰越金額の減少が見込まれる。</p> <p>そのため、次年度以降の繰越金額を確認したうえで、なおかつ多額の繰越金が発生する場合は、精算もしくは補助金額の見直しについて協議したい。</p>

監 査 の 結 果(意見)	措 置 状 況
<p>産業一斉② 懇話会が実施する補助事業の審査について</p> <p>懇話会が補助している認定事業の中に、市から負担金を受け取っているおさかなロードPR実行委員会が実施する事業の一つがあり、懇話会から補助金が支出されていた。実行委員会に対する負担金は懇話会が補助した事業の財源としては使用されていないと思われるが、その確認はなされていない。所管部署においては、交付条件について適切に審査することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 懇話会が補助している認定事業の中に、市から負担金を受け取っているおさかなロードPR実行委員会が実施する事業の一つがあり、懇話会から補助金が支出されていた。実行委員会に対する負担金は懇話会が補助した事業の財源としては使用されていないと思われるが、懇話会及び市において確認されていない。 要綱には次のとおり他の公共団体が補助しているものを除くとされている。 懇話会の事務局であり、懇話会に補助金を交付している所管部署においては、交付条件について適切に審査することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局にぎわい推進課) 懇話会から認定事業に対し補助金を支払う際は、当該事業の収支決算報告書を提出させ、そこで他の公共団体の補助がないか確認している。 指摘事業に対しても、当該補助金と参加費にて運営されており、他の公共団体の補助がないことは確認済みである。</p>

ツ 北九州ミュージックフェスタ開催負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業ーツ 補助金等交付規則の適用について</p> <p>市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出しているが、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。しかし、実質的には事業に対する助成（補助）としての性格が強いことから、本負担金は補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。</p> <p>〈内容〉 市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出している。 本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。 平成 23 年度の決算書をみると、収入は、次の表のとおり、市負担金及び市が負担金を支出している北九州市にぎわいづくり懇話会を通じた負担金のほかは市の関係団体である上下水道協会 500 千円、出場者運営協力金 232 千円等であり、この他の構成メンバーからの負担金はない。 すなわち、実質的には、前年度繰越金及び市負担金をもって、事業実施に必要な経費が賄われており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。 したがって、本負担金については、補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。 なお、その際、事業内容だけでなく、団体における資産の状況や収支の状況等を検討し、補助金等の交付の必要性及び金額について検討することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局にぎわい推進課) 実行委員会と協議しながら、来年度以降、補助金等交付規則の適用を受ける補助金として拠出していくことを検討する。 併せて交付の必要性及び金額についても検討する。</p>

テ サイクルツアー北九州負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一テ 補助金等交付規則の適用について</p> <p>市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出しているが、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。しかし、実質的には事業に対する助成（補助）としての性格が強いことから、本負担金は補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。</p> <p>〈内容〉 市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出している。本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。</p> <p>平成 23 年度の決算書は、次の表のとおりであり、収入をみると、市負担金のほかは、参加者からの参加費と寄付金等となっており、他の構成メンバーからの負担金はない。</p> <p>すなわち、実質的には、事業実施に必要な経費のうち、サイクルツアー参加者からの参加費で賄えない経費を市が負担する形となっており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、実質的に事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。</p> <p>したがって、本負担金については、補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。</p> <p>なお、補助金として取り扱う場合は、産業経済局所管のコンベンション開催助成金や市民文化スポーツ局のスポーツ大会開催補助等、類似する制度との整理を検討することも望まれる。</p>	<p>(産業経済局にぎわい推進課) 実行委員会と協議しながら、来年度以降、補助金等交付規則の適用を受ける補助金として拠出していくことを検討する。</p> <p>併せて類似する制度との整理についても検討する。</p>

ト 「全国女性俳句大会 in 北九州」開催負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一ト 補助金等交付規則の適用について</p> <p>市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出しているが、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。しかし、実質的には事業に対する助成（補助）としての性格が強いことから、本負担金は補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。</p> <p>〈内容〉 市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出している。</p> <p>本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。</p> <p>平成23年度の決算書は、次の表のとおりであり、収入をみると、市負担金のほかは、参加者からの参加費と広告協賛金となっており、他の構成メンバーからの負担金はない。</p> <p>すなわち、実質的には、事業実施に必要な経費のうち、参加者からの参加費で賄えない経費を市が負担する形となっており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、実質的に事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。</p> <p>したがって、本負担金については、補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。</p>	<p>(産業経済局観光・コンベンション課)</p> <p>本実行委員会は、本市を含め9つの団体から構成されており、大会についても、構成団体が各々役割を担いながら、実施している状況である。</p> <p>本負担金については、本市の実行委員会に対する役割の在り方のひとつとして負担しているものであり、事業経費に対する助成（補助）には当たらないと認識している。</p> <p>以上のことから、本負担金については、引き続き「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」として取り扱うものとするが、今後とも負担金の適正な執行に努めてまいりたい。</p>

ナ 福岡空港国際観光案内所運営協議会負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一ナ 繰越金の精算又は負担金額の見直しについて</p> <p>負担先では、平成 21 年度から事業費支出額の 4 割を超える繰越金が継続しているが、負担金額は変更されていない。事務局は福岡県庁内にあり、団体運営には多額の繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は負担金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 負担先に対しては、九州観光推進機構（福岡県）、北九州市、福岡市及び福岡空港ビルディング株式会社が負担金を支出している。</p> <p>平成 23 年度の決算状況をみると、次の表のとおりであり、平成 21 年度から事業費支出額の 4 割を超える繰越金が継続している。</p> <p>事務局は福岡県庁内にあり、団体運営には、多額の繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は負担金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局観光・コンベンション課) 協議会において、外国人観光客ニーズに対応した事業の拡充と、そのための経費の一部に繰越金を充てることが決定された。</p> <p>具体的には、平成 24 年度より観光案内所の営業時間を延長（三年間）することとし、その効果について検証した上で、平成 27 年度以降の継続を判断する予定である。</p> <p>この取り組みの結果、今後も繰越金が発生すると想定される場合は、繰越金の精算又は負担金額の見直しについて関係機関に提案したい。</p>

ニ 門司港レトロ観光列車補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>産業一ニ 実績報告等の適切な審査について</p> <p>本補助金額の確定に当たっての算定根拠と確定後に入手する資料との詳細な審査が行われていない。事業報告の審査において、補助金額確定後に審査が必要な場合は、速やかに審査するとともに、事実と記載内容の不整合がある場合には、その原因等について慎重に確認することが望まれる。</p> <p><内容> 本補助金の実績報告に当たり「門司港レトロ観光線収支表」が添付され、補助金額の確定に当たっての算定根拠とされている。</p> <p>交付要綱では、実績報告の提出期限が事業完了後 20 日以内とされており、実績報告は 4 月 20 日付けで提出されている。市は、実績報告の内容を確認のうえ、5 月 9 日付けで補助金確定通知をしており、その後、交付先である平成筑豊鉄道株式会社から株主総会後に財務諸表が送付されている。</p> <p>その際、財務諸表と実績報告添付の収支表に差異があったが、詳細な審査、内容の聴取等が行われていなかった。</p> <p>実際、実績報告時点での収支表に誤りがあり、精算が必要な状況となっている。</p> <p>事業報告の審査において、補助金額の確定後に審査が必要な場合は、速やかに審査するとともに、事実と記載内容の不整合がある場合には、その原因等について慎重に確認することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局門司港レトロ課)</p> <p>今回の意見を受け、今後同様の誤りを防ぐため、交付先である平成筑豊鉄道株式会社の株主総会後速やかに、実績報告と財務諸表の確認を行い、精算が必要な場合は、早急に行う事とした。</p> <p>また、交付先の会社に於いても、実績報告と財務諸表の確認を行い、誤りがあった場合は、速やかに市の担当課に連絡することとした。</p> <p>今後を見据えて、これらの処理を誤りなく行うよう、要綱（または交付決定通知書）に記載し、双方で確認することとしたい。</p> <p>なお、今回過大交付となっていた金額については、精算済みである。</p>

(6) 港湾空港局の補助金等

ア 北九州空港アクセス推進協議会負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>港湾－ア <u>補助金等交付規則の適用について</u></p> <p>本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。</p> <p>平成23年度の決算書において、収入をみると、市の負担金以外に、他の構成メンバーからの負担金はない。</p> <p>すなわち、実質的には、事業実施に必要な経費のすべてが市負担金並びに市負担金から生じた預金利息及び前期繰越金で賄われており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、実施的に事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。</p> <p>したがって、本負担金については、補助金等交付規則の適用を受ける補助金として取り扱うことが望まれる。</p>	<p>(港湾空港局空港企画室)</p> <p>当協議会は、本市を含め4つの団体から構成されており、会の活動についても、構成団体が各々役割を担いながら実施している状況である。</p> <p>本負担金については、事業経費に対する単なる助成（補助）ではなく、本市の協議会に対する役割の在り方のひとつとして負担しているものと認識している。</p> <p>以上のことから、本負担金については、引き続き「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」として取り扱うものとしたい。</p> <p>なお、協議会の事業実施にあたっては、これまでも経費内訳等詳細な資料を基に、内容を精査した上で、予算執行しているところであるが、加えて、協議会が事業者に対して補助金の交付を行うに当たっては、本市の補助金等交付規則に準じた補助金等交付要綱を作成するなど、本市負担金の適正な執行を担保するための検討を行いたい。</p>

イ 北九州空港国際航空貨物推進協議会負担金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>港湾－イ 繰越金の精算の検討について</p> <p>負担先には、平成 19 年度から多額の繰越金が継続しており、平成 23 年度には 11,457 千円となっている。負担先の運営費及び事業費は多額の繰越金を必要としていないため、構成団体である苅田町と協議のうえ、現在残っている繰越金は、必要額を残して精算し、今後発生する収支差額については、都度精算するよう提案することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本協議会の主な歳入は、市及び苅田町の負担金によるものであり、市及び苅田町の負担金拠出割合は、協議会が設立された平成 19 年度から平成 22 年度まで 50 対 50 とされていた。</p> <p>平成 21 年度から平成 23 年度までの収支状況は次の表のとおりである。平成 21 年度は、前年度からの繰越金が多くあったため、事業実績の進捗を見極めながら負担金の拠出をすることとした。その結果、市は本協議会運営費のみを拠出することとなったが、苅田町は、当初予定された金額の負担金を拠出することとなったため、負担額に差異が生じた。</p> <p>そのため、次期繰越金 36,606 千円のうち、13,000 千円を苅田町分とし、平成 22 年度の苅田町の負担金は 0 円とした。平成 23 年度に市と苅田町が当年度の負担金について協議した結果、苅田町の次期繰越金 3,800 千円と同額の 3,800 千円をこれまでと同じ比率で市が拠出し、それを超える分は市と苅田町で 80 対 20 の割合で拠出することとした。予算残額 11,457 千円は全額を次期繰越金としたが、これは平成 23 年度歳出の約 48%に相当するものである。</p>	<p>(港湾空港局空港企画室)</p> <p>意見のとおり、平成 24 年度決算において必要額（平成 24 年度に運航されたチャーター便に係る助成金のうち未請求分）を残し精算することとした。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>協議会の事務局は市の港湾空港局空港企画室にあり、団体運営のための繰越金の必要性は低い。事業費についても、翌年度の負担金受取までの支払に必要な金額があれば十分であり、多額な繰越金の必要性は低い。</p> <p>したがって、荻田町と協議のうえ、現在残っている繰越金は、必要額を残して精算し、今後発生する収支差額は、都度精算するよう提案することが望まれる。</p>	

(7) 消防局の補助金等

ア 各区市民防災会連合会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>消防－ア <u>経費の執行が補助対象期間終了直前に集中した場合の適切な審査について</u></p> <p>補助対象期間終了直前に経費の支出が集中する傾向が見受けられたことから、支払時期が補助対象期間終了直前となる理由を補助金交付先から文書等で入手するなど、理由の合理性を含む適切な審査の実施が望まれる。</p> <p>〈内容〉 平成23年度の支出額1,231,189円のうち、559,860円という全支出額の4割を超える支出が、年度が終わる3月23日から3月31日までの間に行われており、補助対象期間終了直前に経費の支出が集中する傾向が見受けられた。</p> <p>一般的に事業に必要な支出は事業の実施に合わせて適時に行われものであるが、終了直前に集中している場合、効果的に補助金が活用されているか検討することが必要と考える。</p> <p>補助対象期間終了直前での予算執行については補助金交付先から理由を文書等で入手するなど、理由の合理性を含む適切な審査の実施が望まれる。</p>	<p>(消防局警防課)</p> <p>監査意見後、補助対象期間終了直前での予算執行について、小倉北消防署予防課に対し文書での理由提出を指示した。</p> <p>その理由は、第2四半期中に多数発注していた物品が、東日本大震災の影響により品薄であり、納品、支出が年度末となったものであった。</p> <p>その後、各消防署予防課に対し、適切な補助金の執行について指導を行った。</p> <p>具体的には、</p> <p>①補助対象期間終了直前での予算執行については、その理由を明確にしておくこと。また、特に説明等が必要であると思われる案件については、消防局警防課へ報告すること。</p> <p>②消防局警防課は、補助金の執行について報告があった場合、適切な審査を実施し、必要により指導等を行う。</p> <p>③年間事業計画の中で必要な経費については、十分に精査し、計画的に補助金を執行すること。</p> <p>④所属長は毎月補助金の執行状況を確認すること。</p>

(8) 教育委員会の補助金等

ア 小学校文化行事補助金・小学校体育行事補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>教育ーア① <u>小学校体育連盟事業報告書の記載内容の見直しについて</u></p> <p>事業報告書の記載内容をもとに補助金交付の適切性につき審査を行うため、事業報告書の記載内容は適切な審査ができるよう具体的な報告を求めることが望まれる。</p> <p><内容> 小体連に対する補助金の事業報告書において、行事の実施時期、会場、参加児童数の記載内容が、次のとおり不明瞭となっている。例えば、月日が「中旬」となっていたり、参加児童数が概数となっていたりする。</p> <p>事業報告書に基づき、事業の実施状況を詳細に確認し、補助金交付の適切性について審査を行う必要がある。そのため、事業報告書には、事業の実施内容につき審査に必要な具体性を持った記述を求めることが望まれる。</p>	<p>(教育委員会指導企画課)</p> <p>平成25年度より、事業報告書においては、事業内容、実施経過及び成果等について具体的な記載を求めることとし、交付決定通知書の際に各団体に通知した。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p data-bbox="256 327 815 445">教育一ア② 予算額と決算額の一致原因の確認について</p> <p data-bbox="225 495 815 779">収支予算書と収支決算書の支出額が一致している原因を確認しておらず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。</p> <p data-bbox="256 824 357 860">〈内容〉</p> <p data-bbox="225 866 815 983">補助金の交付を申請する団体は、交付申請時に収支予算書を提出し、事業終了時には収支決算書を提出する。</p> <p data-bbox="225 990 815 1191">市は、収支決算書における支出の全費目と領収書を突き合わせているが、小体連及び小文連を構成する多くの部門において収支予算書と収支決算書の支出額が一致している原因を確認していない。</p> <p data-bbox="225 1198 815 1357">一般的に、予算額と決算額が円単位で一致することは少なく、各部門において、次のいずれかの処理を行っている可能性がある。</p> <ul data-bbox="225 1364 815 1731" style="list-style-type: none"> ・ 支出総額が補助金額を超えるので、決算額を補助額に合わせて少なく報告している。すなわち、収支決算書には補助額を上限とした金額を記載している。 ・ 支出総額が補助金額を下回ることとなるため、追加して必要性の低いものを購入するなど決算額を補助額に合わせている。すなわち、市への戻入が生じないように調整している。 <p data-bbox="225 1738 815 1980">現在の審査方法では、予算額と決算額が一致している原因の確認ができず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。</p>	<p data-bbox="847 327 1203 362">(教育委員会指導企画課)</p> <p data-bbox="831 369 1382 611">各団体の収入は補助金以外に無く、支出額が補助額を超えないよう大会委員費や審判料等特定の費目の執行を抑制している状況であり、そのことが予算と決算の支出額が一致する原因であった。</p> <p data-bbox="831 618 1382 777">今後は、予算に応じた適正な規模での事業実施に努めるとともに、計画的な執行を行うよう指導することとしたい。</p>

イ 中学文化行事補助金・中学体育行事補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>教育ーイ <u>予算額と決算額の一致原因の確認について</u></p> <p>収支予算書と収支決算書の支出額が一致している原因を確認しておらず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。</p> <p>〈内容〉 補助金の交付を申請する団体は、交付申請時に収支予算書を提出し、事業終了時には、収支決算書を提出する。 市は、収支決算書における支出の全費目と領収書を突き合わせているが、福岡県中学校総合体育大会補助金及び北九州市中学校文化連盟運営費補助金（11 部門中 8 部門）において、予算額と決算額が一致している原因は確認していない。 一般的に、予算額と決算額が円単位で一致することは少なく、交付先の団体は次のいずれかの処理を行っている可能性がある。 ・補助金が不足しているため、決算額を補助額に合わせて少なく報告している。すなわち、実際には補助額以上の金額を支出しているが、収支決算書には補助額を上限とした金額を記載している。 ・支出額が少なくなりそういため、必要性の低いものを購入するなど決算額を補助額に合わせている。すなわち、市への戻入が生じないように調整している。 現在の審査方法では、予算額と決算額が一致している原因の確認ができず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。</p>	<p>(教育委員会指導企画課)</p> <p>各団体の収入は補助金以外に無く、支出額が補助額を超えないよう大会委員費や審判料等特定の費目の執行を抑制している状況であり、そのことが予算と決算の支出額が一致する原因であった。</p> <p>今後は、予算に応じた適正な規模での事業実施に努めるとともに、計画的な執行を行うよう指導することとしたい。</p>

ウ 防犯ブザー購入事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>教育－ウ <u>防犯ブザーの所持率の把握について</u></p> <p>要綱にある補助目的「防犯ブザーの所持の促進」の達成度合いを測定するため、定期的に防犯ブザーの所持率の調査等を実施し把握することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 平成 22 年度における本補助金を利用した防犯ブザーの購入率は、小学校 1 年生で 64.1%となっている。北九州市 P T A 協議会以外から購入したり兄弟姉妹等のお下がりを使用したりすることも考えられる。したがって、当該購入率の大きさを防犯ブザーの「所持率」を直接的に測ることはできないため、要綱にある補助目的「防犯ブザーの所持の促進」の達成度を測定できるよう定期的に防犯ブザーの所持率の調査等を実施し把握することが望まれる。</p>	<p>(教育委員会指導企画課)</p> <p>防犯ブザーの所持率については、福岡県が実施する「幼児児童生徒の安全確保の取組に係る実施状況調査」において、本市の全児童生徒の所持率を把握した。</p> <p>今後も、調査結果を活用して、補助目的達成度合いの測定のほか、経年変化を確認していく。</p>

エ 補導対策事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>教育－エ <u>予算額と決算額の一致原因の確認について</u></p> <p>収支予算書と収支決算書の支出額が一致している原因を確認しておらず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>補助金の交付を申請する団体は、交付申請時に収支予算書を提出し、事業終了時に収支決算書を提出する。</p> <p>市は、収支決算書における支出の全費目と領収書を突き合わせているが、補助対象経費の収支予算書と収支決算書の金額が一致していることについての確認はしていない。</p> <p>一般的に、予算額と決算額が円単位で一致することは少なく、交付先の団体は次のいずれかの処理を行っている可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金が不足しているため、決算額を補助額に合わせて少なく報告している。すなわち、実際には補助額以上の金額を支出しているが、収支決算書には補助額を上限とした金額を記載している。 ・ 支出額が少なくなりそういため、必要性の低いものを購入するなど決算額を補助額に合わせている。すなわち、市への戻入が生じないように調整している。 <p>現在の審査方法では、予算額と決算額が一致している原因の確認ができず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。</p>	<p>(教育委員会指導第二課)</p> <p>同団体では、支出が予算を超えないよう会議費など特定の費目の執行を抑制している状況であり、そのことが予算と決算の支出額が一致する原因であった。</p> <p>今後は、予算に応じた適正な規模での事業実施に努めるとともに、計画的な執行を行うよう指導することとしたい。</p>

オ 北九州市PTA協議会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>教育一オ 実績報告書等の適切な審査について</p> <p>交付先が事業完了時に提出する「事業報告書」の記載様式が不十分である。現状の記載様式に基づく審査では、研修に参加しさえすれば目的を達成したことになっていると思われるため、補助金の目的達成度がより明確となる記載様式とし、「事業報告書」を適切に審査することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>市は北九州市PTA協議会に対して、PTA関係研修会への参加費用 50 万円を補助しており、本補助金は主に研修参加者の旅費に充てられている。</p> <p>事業完了時には、事業実績報告書に「事業報告書」及び「補助金に係る収支及び明細」を添付して、市へ提出しなければならない。</p> <p>しかし、「事業報告書」の研修内容には、2、3行で『〇〇について研究討議を行った』、『〇〇について意見交換を行った』と活動内容が簡単に記載されているだけであった。</p> <p>本補助金の交付目的は、PTA活動のあり方や諸問題について、各種研修会に参加することで得られた知識・情報などの成果を、今後のPTA活動に積極的に活かすことである。</p> <p>したがって、「事業報告書」には参加によって得られた知識・情報を具体的に記載するとともに、どのようにフィードバックするかまでの記載を求めることが望まれる。</p> <p>現状の記載様式に基づく審査では、研修に参加しさえすれば目的を達成したことになっていると思われるため、補助金の目的達成度がより明確となる記載様式とし、「事業実績報告書」を適切に審査することが望まれる。</p>	<p>(教育委員会生涯学習課) 「PTA関係研修会参加事業報告書」については、</p> <p>事業内容欄に、</p> <p>(1) 研修会名 (2) 参加者数 (3) 経過・内容 (4) 成果(具体的に) (5) 成果の活用方法</p> <p>の項目を設け、記入すべき内容を分かりやすく示し、本補助金の交付目的の達成度をより明確に表すことができるものとする。</p> <p>また、報告書提出の際には、北九州市PTA協議会に記入方法の説明を行う。</p>

(9) 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等

ア 北九州市観光協会祭り行事振興事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市観光一ア <u>補助金取扱要領の見直しについて</u></p> <p>交付先の中には、市補助金額を超える繰越金が存在する団体が見受けられる。また、対象事業費に対する市補助金の割合が 8.7%から 95.2%と様々である。市は補助金交付要領を見直すことが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>市は、各祭り行事を行う 11 団体に対し社団法人北九州市観光協会を通じ間接的に補助している。対象となる各祭り行事は、旧 5 市時代から、当該祭り行事の継承や保存及び観光振興につながるものについて、支援を継続しているものである。</p> <p>各補助金額をみると、10 周年などの節目の際に増額されるほかは、基本的な変動はなく固定化しており、本補助金の補助率（各祭り行事における対象事業費に対する市補助金の割合）をみると、8.7%から 95.2%までと様々となっている。</p> <p>また、繰越金率（市補助金に対する繰越金の割合）が 100%を超えているものも見受けられた。この場合、繰越金額が市補助金額を超えており、結果的に市の補助金がなくともその年度の祭り行事が実施できたということになる。</p> <p>本補助金の交付に関し、補助の必要性を見極め、補助金を有効に交付するため、北九州市祭り行事振興事業補助金取扱要領を見直すなど再検討することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局にぎわい推進課)</p> <p>祭り行事の継承や保存及び観光振興につながるものについて支援を継続する中で、各祭りはそれぞれ目的や規模、背景が異なり、一律に補助率を合わせる事は適当ではないと考える。</p> <p>繰越金額や繰越金率については、適正な水準となるよう各団体を指導していく。</p>

イ 北九州市観光協会事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市観光イー 補助対象経費の適切な算定について</p> <p>人件費補助の対象となっている職員のうち1名は、わっしょい百万夏まつり振興会（以下「振興会」という。）の業務に携わっている。その業務は振興会により指揮命令がなされており、市観光協会の事業に従事しているとはいえない。市観光協会の業務に従事する割合に応じて、補助対象となる経費を適切に算定することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金は、専務理事及び職員3名分の人件費、賃借料、機関紙発行経費に対し、助成している。</p> <p>人件費補助の対象となっている職員のうち1名は、振興会の業務に携わっている。その業務は振興会という別組織により指揮命令がなされており、必ずしも市観光協会の事業に従事しているとはいえない。難しい。</p> <p>現在は、当該職員の人件費すべてを補助対象経費としているが、市観光協会の業務に関する部分について、業務従事割合により按分するなど補助対象となる経費を適切に算定することが望まれる。</p>	<p>（産業経済局観光・コンベンション課）</p> <p>平成25年度より、当該職員の人件費を、市観光協会業務及びわっしょい百万夏まつり業務従事割合により按分し、市観光協会業務従事分のみを補助対象経費とした。</p>

ウ 観光マインド育成補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市観光ーウ 補助事業の実施により収入が生じた場合の補助金額の見直しについて</p> <p>北九州観光市民大学の事業において制作された「観光情報ファイル」の販売収入が発生している。その一部は事業費の増加分に充てられ、市観光協会の負担は減少しているものの、補助金額は見直されていない。補助事業にかかる収入が発生し、団体の負担が減少した場合には補助金額の減額を検討することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 北九州観光市民大学の事業において制作された「観光情報ファイル」に係る販売収入が平成 23 年度では 238,400 円 (800 円×298 冊) 発生している。 その一部は事業費の増加分に充てられ、市観光協会の負担は減少しているものの、補助金額は見直されていない。補助金とは、対価を求めず市が補助事業者に交付するものである。その補助事業で制作した物の販売等に伴い収入を得て団体の負担が減少した場合には、補助金額の減額について検討することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局観光・コンベンション課)</p> <p>今後、交付要綱の整備を行うこととし、その中で、類似事例が発生した場合の補助金額減額についても、ルール化する。</p>

キ 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等に関する意見

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況																																																						
<p>市観光一キ① 補助金等の整理統合の検討について</p> <p>市観光協会及び市観光協会に事務局がある協議会等に対し、補助金3件及び負担金3件が支出されている。これらのうち目的が同種のものについては整理統合し、事務の効率化を図るとともに、市観光協会の柔軟性を活かした観光振興に取り組むことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>市観光協会及び市観光協会に事務局があり、市と市観光協会がその経費の一部を負担している協議会等の状況は前述のとおりであり、それらに対する補助金等の金額の推移は次の表のとおりである。</p> <p>【市観光協会及び協議会に対する市補助金等額の推移】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>祭り行事補助金</td> <td>14,690</td> <td>14,780</td> <td>14,480</td> <td>14,627</td> <td>14,880</td> </tr> <tr> <td>市観光協会事業補助金</td> <td>19,986</td> <td>19,277</td> <td>22,334</td> <td>25,214</td> <td>25,214</td> </tr> <tr> <td>観光マインド育成補助金</td> <td>1,900</td> <td>1,650</td> <td>2,850</td> <td>1,650</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光キャンペーン</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>観光宣伝使節団</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>国際観光振興推進協議会等</td> <td>4,750</td> <td>4,750</td> <td>4,750</td> <td>4,750</td> <td>4,750</td> </tr> </tbody> </table>		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	補助金						祭り行事補助金	14,690	14,780	14,480	14,627	14,880	市観光協会事業補助金	19,986	19,277	22,334	25,214	25,214	観光マインド育成補助金	1,900	1,650	2,850	1,650	1,650	負担金						観光キャンペーン	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	観光宣伝使節団	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	国際観光振興推進協議会等	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	<p>(産業経済局観光・コンベンション課)</p> <p>市観光協会が事務局事務を行っている3つの協議会等は、本市の観光振興を目的としているものの、その活動対象や参加団体はそれぞれ異なり、会計処理も独立している。</p> <p>負担金は、各協議会等に対して、それぞれ支出すべきものであり、市観光協会本体に対する補助金と整理統合を行うのは適当でないと考えるが、市観光協会に対する補助金の統合整理については、その目的を踏まえながら、検討するとともに、交付要綱の整備を行うこととしたい。</p> <p>また、協議会等の実績についても、市観光協会の実績と誤解のないように、広報を検討する。</p>
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度																																																		
補助金																																																							
祭り行事補助金	14,690	14,780	14,480	14,627	14,880																																																		
市観光協会事業補助金	19,986	19,277	22,334	25,214	25,214																																																		
観光マインド育成補助金	1,900	1,650	2,850	1,650	1,650																																																		
負担金																																																							
観光キャンペーン	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500																																																		
観光宣伝使節団	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000																																																		
国際観光振興推進協議会等	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750																																																		

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>市観光協会が事務局事務を行っている、「観光キャンペーン実行委員会」、「観光宣伝使節団」及び「国際観光振興推進協議会」の3つの団体は、その活動対象（国内か国外か）や参加団体の相違はあるものの、すべて市における観光の振興を目的としており、市観光協会の設立目的とも重なるものである。</p> <p>また、上記の3団体への負担金とは別に、市観光協会に「市観光協会事業補助金」が交付されており、その目的は上記3団体の事務局事務を含む市観光協会の運営に係る人件費等を補助するものである。</p> <p>市観光協会の平成23年度事業報告をみると、市観光協会が直接事業主体となっている事業の実績だけでなく、上記の3団体が実施している事業の実績も記載されている。市からの受託事業、市からの補助事業、観光キャンペーン実行委員会の事業、国際観光推進協議会の事業がすべて記載されており、市観光協会の実績として紹介されている。</p> <p>観光を取り巻く環境はその時々为社会経済情勢によって変化し、事業の執行に当たっては、柔軟性や機動性が求められるものである。</p> <p>したがって、市観光協会に対する補助事業及び市観光協会が事務局となり実施している事業について整理し、市の観光振興という目的を達成するため、機動的で柔軟な活動ができるように補助金制度等の整理統合等について検討することが望まれる。</p>	

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市観光一キ② 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>「イ. 北九州市観光協会事業補助金」及び「ウ. 観光マインド育成補助金」の2つの補助金については、交付要綱が作成されていない。</p> <p>前述した、補助金及び負担金の整理統合について検討したうえで、目的、補助対象経費及び補助率等を定めた交付要綱を整備することが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>祭り行事補助金を除く「イ. 北九州市観光協会事業補助金」及び「ウ. 観光マインド育成補助金」の2つの補助金については、どちらも目的や補助対象経費等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>補助対象となる経費等は従来からの慣行等を踏まえ、市と市観光協会の間で決められ運用されている。</p> <p>前述した、補助金及び負担金の整理統合について検討したうえで、目的、補助対象経費及び補助率等を定めた交付要綱を整備することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局観光・コンベンション課)</p> <p>市観光協会に対する補助金の整理統合については、その目的を踏まえながら、検討するとともに、交付要綱の整備を行うこととしたい。</p>

(10) 福岡県観光関連団体に対する補助金等

ウ 福岡県観光関連団体の補助金等に関する意見

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>県観光ーウ <u>同種団体への補助金等の必要性の検討</u> <u>について</u></p> <p>福岡県観光推進協議会と社団法人福岡県観光連盟の事業内容は重複する部分が多い。市はその両方に負担金を支出しているが、それぞれの負担金の必要性について検討することが望まれる。</p> <p><内容> 福岡県の観光の推進に関し、市は福岡県観光推進協議会と社団法人福岡県観光連盟に対し負担金を支出している。</p> <p>福岡県観光推進協議会 組織 任意団体（事務局：福岡県） 目的 観光を中核とする福岡県の総合的なイメージアップを推進するとともに効果的に情報を発信することにより本県観光の発展と地域の活性化に寄与し、もって本県への観光客の誘致を促進すること 会長 福岡県観光連盟会長（右に同じ） 会員 県、全市町村、民間企業団体 154 H23 収入 33,146 千円 うち県 20,436、市町村 8,938 H23 支出 32,701 千円 主な事業内容 1. 地元との連携事業 ・地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業 ・4地区観光協議会との共同事業 ・韓国人観光客受入体制整備のためのワークショップ開催 2. 産業観光推進事業</p>	<p>（産業経済局観光・コンベンション課） 福岡県観光推進協議会と社団法人福岡県観光連盟は、それぞれ強力な観光推進団体であり、加盟メリットは大きく、応分の費用負担をしている。事業は、両団体それぞれ加盟団体の総意により実施しているところであるが、事業内容に重複している部分もある。負担金がより効果的に使われるように事業内容の情報交換、事業の見直し、共同事業の実施による経費節減・効果の増大などについて働きかけていきたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>3. 情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスメディア・インターネット活用によるPR事業 観光ブース出展、観光説明会開催 ・マスコミ招へい事業 観光PRツールの整備（パンフレット増刷等） <p>4. 観光客受入体制の整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日教育旅行受入支援事業 ・観光ボランティアガイドの育成 <p> 社団法人福岡県観光連盟</p> <p>組織 社団法人</p> <p>目的 福岡県及び各地観光機関並びに観光事業に関係あるものと密接な連携を保ち、常に観光事業の振興と地域活性化を図り、併せて国際観光の振興を促し、もって生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与する。</p> <p>会長 日本鉄道株式会社相談役 会員 市町村 44、民間企業団体 146 H23 収入 43,912 千円 うち県 28,480、市町村 3,410 H23 支出 43,257 千円</p> <p>主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業に対するアドバイス、提言の実施 ・4地区観光協議会の活動に対する助成 ・ホームページの管理運営 ・福岡県観光情報センター運営 ・県外観光宣伝隊の派遣 ・観光情報誌の発行 ・中国教育旅行関係者招へい事業 ・観光ボランティアガイド育成支援事業 ・観光関係人材育成研修会 ・ホスピタリティ研修会 <p>※出所 「両団体の事業報告書」を参考に監査人作成</p>	

(11) 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等
ケ 海外連携プロジェクト助成等事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>学術－ケ <u>共同研究ラボ助成における稼働率の低い助成対象オフィスに対する補助の必要性について</u></p> <p>海外大学等研究ラボ助成における助成対象オフィス1件について、殆ど利用されていないものがあつた。稼働率が低く、補助金を交付することによる効果が期待できない場合には、当該オフィスに対する補助金の交付の必要性、妥当性につき検討することが望まれる。</p> <p><内容> 海外大学等研究ラボ助成は、北九州学術研究都市の大学と共同研究をおこなう海外の大学に対し、共同研究の拠点オフィスに係る北九州学術研究都市内施設借上相当額等の助成を行うものである。具体的には、居室使用料、光熱水費、通信費などについて助成を行う。</p> <p>海外大学等研究ラボ助成における助成対象1件について、補助対象となっているオフィスが殆ど利用されていない状況のものがあつた。電気代や電話代等が基本料金程度しか発生していない状況からみても、稼働率の低さは明らかである。</p> <p>このように、オフィスの稼働率が低く、補助金を交付することによる効果が期待できない場合には、当該オフィスに対する補助金の交付の必要性、妥当性につき検討することが望まれる。</p> <p>なお、他補助金と共通する監査の意見は「サ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。</p>	<p>(産業経済局新産業振興課) 当該研究室への補助金交付の必要性等について検討を行った結果、研究室の常時利用による研究活動を見込むことができなかつたため、平成25年度より補助金の交付を取り止めた。</p>

サ 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>学術-サ① 補助金ごとの交付要綱の整備について</p> <p>新産業振興課所管のFAIS向け補助金に関する交付要綱は、全体を対象とした「公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱」が定められているのみで、補助金ごとに定められたものではない。補助金ごとに要綱が整備されていなければ、補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等が明確でないため、補助金の申請及び実績報告に対する適切な審査が実施できない。したがって、補助金ごとに交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 これらの補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた補助金ごとの交付要綱が作成されていない。 要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。 補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>FAIS向け補助金は「公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱」(以下、FAIS交付要綱という。)を定め、弾力的な運用を行ってきた。</p> <p>「補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等が明確でないため、個別に交付要綱を作成することが望まれる。」という意見については、補助金の弾力性を確保しつつ、補助の明確化を図るため、対象補助金毎に要綱等を定めることを検討している。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。しかし、補助金の使途や事業の成果を適切に審査するためには、補助の対象事業及び対象経費が特定されている必要があり、これらは「北九州市補助金等交付規則」又は「公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱」に定められていないため、補助金ごとの交付要綱に定めることが望まれる。</p> <p>(対象補助金等)</p> <p>ア. 産学官連携研究開発推進事業補助金</p> <p>イ. ベンチャー総合支援事業補助金</p> <p>ウ. 先導的低炭素化技術拠点形成事業補助金</p> <p>エ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構補助金</p> <p>オ. 北九州学術研究都市奨学金給付事業補助金</p> <p>カ. 北九州学術研究都市留学生支援事業補助金</p> <p>キ. 知的クラスター（第Ⅱ期）推進事業補助金</p> <p>ク. 知的財産活用促進事業補助金</p> <p>ケ. 海外連携プロジェクト助成等事業補助金</p> <p>コ. 新産業創出研究開発強化事業補助金</p>	

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>学術一サ② <u>補助金の整理統合の検討について</u></p> <p>ひとつの補助金で複数の事業を対象としたり、類似した事業に対して別々の補助金が交付されるなど、補助金と事業の関係が複雑になっており、また、事業費補助に加えて運営費補助も交付されているため、補助金制度の整理統合等の見直しが望まれる。</p> <p>〈内容〉 F A I Sに対する補助金の中には、ひとつの補助金の中に、複数の事業を対象にしているものが存在する。例えば、新産業創出研究開発強化事業補助金は、カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業、ロボット開発支援推進運営事業、半導体産業振興事業、産業連携推進事業及び環境・エネルギー産業振興事業の大きく分けて5つの事業を補助の対象としている。</p> <p>また、事業の内容をみると、類似した事業に対して別々の補助金が交付されている場合もある。例えば、ビジネスチャンス拡大支援事業補助金と中小企業支援センター特定支援事業補助金が対象とする事業については、中小企業に対する専門家による相談、支援、販売促進活動等といった点で類似した事業が含まれている。</p> <p>さらに、事業費補助金とは別の補助金として、事業に係る人件費等に充てるため運営費補助金が交付されている</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>補助金の整理統合については、F A I Sに対する市の関与のあり方やF A I Sの組織や事業の見直しと密接不可分である。</p> <p>現在、北九州市行財政改革調査会で、外郭団体への市からのミッションを明確にすることなどが議論されているため、対応する必要があると考えている。</p> <p>今後、F A I Sの効果的・効率的な事業運営に向けて最善の方法を検討し、その方向性が決まった段階で、補助金制度の整理統合を行うものとした</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>現状では、補助金の交付による成果・効果を、それぞれの事業単位で測定することは困難であると考えられる。また、補助対象となる事業内容・活動内容に重複が生じる可能性もある。さらに、補助金の所管部署が複数になるため、F A I Sの弾力的な運営が困難になると考えられる。</p> <p>補助金交付の事業単位を集約するなど、補助金と対象事業の関連を分かりやすく整理し、また、その事業補助金の中に運営費補助金も含めるなど、補助金制度の整理統合等の見直しが望まれる。</p>	

(12) 中小企業等の技術開発に対する補助金等
 ウ 中小企業等の技術開発に対する補助金等

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>技術－ウ <u>他の助成金との統合又はすみ分け並びに制度運用に係る窓口及び審査機関の一元化等の検討について</u></p> <p>監査の意見は「ウ. 中小企業等の技術開発に対する補助金等に関する意見」に記載している。</p> <p>これらの補助金については産業経済局所管の技術開発に関する補助金と目的が類似しているため、これらについて整理し、補助金自体の統合又はすみ分けの検討に加え、窓口及び審査機関の一元化等運用面での効率化を検討することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 市及び市の外郭団体（公益財団法人北九州産業学術推進機構）が交付する中小企業等に対する環境分野における研究開発に関する補助金としては、次のようなものがある。</p> <p>この図（略）をみると、各補助金の相違点は、企業規模、研究場所、対象とする研究開発の範囲、条件（大学との連携など）などであるといえる。このことは、同一の研究開発が複数の補助金に該当する可能性があると考えられる。</p> <p>このため、環境未来技術開発補助金交付要綱において、次のとおり、市がここに挙げた補助金を受けたもの及び申請を行ったものについては、その重複を避けるため、対象としないとされている。</p> <p>【環境未来技術開発補助金交付要綱における他の補助金等との関係】 （国、県及び関係団体から助成を受ける場合） 第7条 前条第2項の規定にかかわらず、</p>	<p>（環境局環境未来都市推進室） （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>各補助制度については、合同での公募説明会・相談会の開催や、補助金申請状況の情報交換、採択案件の販路開拓支援策についての連絡会議の開催など、これまでも各担当が連携・検討を重ねながら、必要に応じて一体的な運用を図ってきたところである。</p> <p>事業の統合や窓口・審査機関の一元化などは、各々の補助金の目的、対象、事業内容が異なり、更には他の支援策にも影響を及ぼす可能性もあることから、慎重に取り組むべきものと考えており、環境産業支援策全体の事業効果の向上や事務の効率化を目指していく中で、今後、検討していきたい。</p> <p>※本項目については、中小企業振興課とも協議の上、措置状況を作成したものの。（中小企業振興課は下線部を「中小企業支援策」としている。）</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>この要綱による助成金の交付を受ける研究者が、同一の研究開発について同一年度中に国、県及び関係団体から助成又は補助等を受ける場合、当該助成又は補助等を受ける額を助成対象経費から控除する。ただし、この要綱による助成金の交付決定後、交付額を除く経費に対して、国、県及び関係団体から助成又は補助等を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(市等の他の制度との併給制限)</p> <p>第8条 研究者は、「北九州市中小企業技術開発振興助成事業」、財団法人北九州産業学術推進機構が実施する「中小企業産学官連携研究開発事業」及び「低炭素化技術拠点形成事業」の助成を受けることができない。</p> <p>本補助金は、企業等の研究開発に対するものであり、その内容及び時期等は市でコントロールできるものではない。そのため、特定年度の特定補助金に将来有望な研究開発が集中する可能性がある。しかし、各補助金のメニュー間で予算枠の融通は行われているが、補助金間では行われていないため、補助金の予算枠を補正予算等で増額しない限り、これらの研究開発に対しては補助することができない可能性がある。これを、補助金を統合し、メニュー化すれば、予算枠の融通が可能となり、より柔軟な対応が可能となる。</p> <p>市は、関係者のニーズを踏まえ、目的が類似している補助金について、補助金自体の統合又はすみ分け、それぞれの開発段階や対象者、研究推進体制等によるメニュー化を検討することなどが望まれる。</p> <p>また、現在、産業経済局と環境局でそれぞれ申請窓口及び審査機関を設置しており、申請に係る書類及び手続も異なって</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>いる。企業等申請者における利便性の向上及び市における事務の効率化のため、中小企業に対する技術開発について審査機関を持つ公益財団法人北九州産業学術推進機構に申請窓口及び審査を一本化することなどについても検討することが望まれる。</p> <p>そのことにより、対象となる研究者、企業等にとっても、ワンストップ窓口での支援を受けられることになり利便性が向上することが期待できる。</p> <p>市は、都市ブランドとして「アジアの技術首都」と「世界の環境首都」を掲げている。それを図で示すと次のようになると考える。</p> <p>すなわち、この2つには重なる部分があり、それが環境分野における技術開発や産業の振興、産業における環境負荷の低減や低炭素化の促進ではないかと考える。</p> <p>しかし、現在は、市産業経済局や公益財団法人北九州産業学術推進機構のホームページをみると、環境局の環境未来技術開発助成制度は、同じ市の制度であるにもかかわらず、国や県等と同列で紹介されており、必ずしも全庁的に一体的な運用がなされているとはいえない状況にある。</p> <p>この重なる部分は、市の強みを活かし、今後市が発展する核となりうる部分であると考えます。については、関係部局が連携し、市として一体的に取り組むべきものであるため、統合的に運用されることを期待したい。</p>	

(13) 北九州市社会福祉協議会に対する補助金等

ア 生活改善等資金貸付事業事務費補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市社協ーア① <u>補助金交付要綱の作成・整備について</u></p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>補助金の使途や事業の成果をより適切、的確に審査できるよう、平成26年3月31日をめどに交付要綱を作成する予定である。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市社協ーア② 補助金の必要性の検討について</p> <p>本補助金については、回収実績を超える補助金が交付されている状況にあり、市社協における貸付金の回収可能性を十分に検討し、補助金交付の必要性を検討することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金に関しては、貸付事業自体は20数年前に廃止されており、滞納した貸付金の回収のみが行われている状況である。しかも回収実績は年間10万円程度であり、補助金額501千円に対し少なく、費用対効果の観点から、検討の余地があると考える。</p> <p>本補助金については、市社協における貸付金の回収可能性を十分に検討し、補助金交付の必要性を検討することが望まれる。</p>	<p>(保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>当事業は、市社協が実施主体であるが、原資は市が貸し付けている。そのため、履行延期特約や免除を除く滞納金については、地方自治法上の債権に準じて取り扱っており、督促や実態調査を行う必要経費について補助を行っている。</p> <p>補助金額に対し、回収金額が少額であり、費用対効果の観点からは検討の余地があるとの意見であるが、本補助金は適正な債権管理のために必要な経費であり、やむを得ないものと考えている。</p> <p>現実問題として、低所得者に対する貸付事業については、債権回収の困難性から債権放棄が他都市でも課題となっており、現状では市社協は、規程上、債権放棄することを認めていないが、今後、不能欠損処理が可能となるよう関係規程を整備し、問題点の解消に向け対応することとしたい。</p>

イ ボランティア活動促進事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市社協ーイ 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>補助金の使途や事業の成果をより適切、的確に審査できるよう、平成26年3月31日をめどに交付要綱を作成する予定である。</p>

ウ 民間社会福祉事業従事者共済事業補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市社協ーウ 補助金交付要綱の作成・整備について</p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。</p> <p>補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。</p> <p>確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。</p> <p>しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。</p> <p>これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>補助金の使途や事業の成果をより適切、的確に審査できるよう、平成26年3月31日をめどに交付要綱を作成する予定である。</p>

エ 社会福祉協議会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市社協一エ① <u>補助金交付要綱の作成・整備について</u></p> <p>本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。</p> <p>〈内容〉 本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。 要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。 補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。 確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。 しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。 これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。</p>	<p>(保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>補助金の使途や事業の成果をより適切、的確に審査できるよう、平成26年3月31日をめどに交付要綱を作成する予定である。</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市社協一エ② <u>運営費補助の必要性の検討について</u></p> <p>市社協に対して運営費補助金が交付されているが、決算状況の推移をみると良好な財政状態といえる。そのため、自己収入で補うことが可能な経費については、可能な限り減額するとともに、今後更なる自己収入の確保、自立化を促すことが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>市社協に対しては、人件費や事務費といった運営に係る費用をまかなうため、運営費補助金が交付されている。</p> <p>一般的に、団体に対する運営費補助については、その団体の存続を可能にするため、自己収入では補えない部分を補填することが主な目的である。</p> <p>また、市社協については、「北九州市社会福祉協議会の概要 (ウ) 財政状況等の推移」に記載したとおり、差引剰余額に関しては約2億から3億円程度の余剰となっており、純資産の部合計に関しても、毎年一定程度増加している状況にあり、良好な財政状態といえる。</p> <p>したがって、自己収入で補うことが可能な経費については、可能な限り減額するとともに、今後更なる自己収入の確保、自立化を促すことが望まれる。</p>	<p>(保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>市社協の差引剰余金約2～3億円は、市社協の会計全体のものである。このうち、1.5億円はウェルとばた指定管理業務に伴い発生した契約補償金や共益費などであり、他に流用できない。</p> <p>残りは寄付金や賛助会費約2千万円、指定管理料の収益約1千万円等が数年間蓄積したものである。</p> <p>これらは、本来、社協の自主的な地域福祉活動に充てられるべき財源であるが、寄付金や賛助会費などは安定した確保が難しいため、これまで特定の事業に活用されていなかった。しかしながら、一定の額が確保されたことから、今後、この財源を活用した取り組みを行うこととしている。</p> <p>市社協への運営補助金については、市社協のあり方と組織体制について検討を進めることとし、社協に対する補助金の整理についても、あわせて検討したい。</p>

オ 社会福祉振興協会補助金

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>市社協一オ <u>社会福祉法人北九州市社会福祉協議会</u> <u>に対する補助金の集約について</u></p> <p>市社協に対する補助金については、市から直接交付される資金の流れと、福祉協会を経由して交付される資金の流れが存在する。</p> <p>例えば福祉協会を廃止した上で、ひまわり基金を財源とする補助金の交付先の選定については市の内部に民間有識者等からなる委員会を設置して実施するなど、市社協に対する補助金を市からの直接交付のみに集約することで、市として市社協へ交付される補助金の全体像を把握し、市全体として市社協に対する補助金の費用対効果を測定することが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>福祉協会が市の外部に設立された趣旨としては、前述のとおり、「きめ細かく多様な福祉ニーズに対応していくため、市が直接実施するよりも民間団体が、広範な市民の意見を反映しながら推進していく方がより適切」であるとの考えがベースになっている。</p> <p>確かに、原資に民間からの寄附金が含まれるひまわり基金のように民間資金を利用した事業については、市民各層の広範な意見を聞き、適正かつ柔軟に対応する必要があるため、行政が直接実施するよりも民間団体が実施したほうが適切な場合もあると考えられる。</p>	<p>(保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>市の地域福祉施策のうち社協本来の活動及び法人運営に対して、市から市社協に補助を行っている。</p> <p>一方で、地域福祉振興協会からは、ひまわり基金の設置の趣旨をふまえ、社協独自の主体的な活動に対して助成を行っている。</p> <p>費用対効果の測定については、補助金、助成金の事業ごとに行っているところであるが、市社協に対する資金の流れを明確にするため、地域福祉振興協会を通さない助成の方法(地域福祉振興協会の廃止も含めて)に変更したい。</p> <p>※ 北九州市地域福祉振興協会：市民の地域福祉活動を推進することを目的に設置(地方交付税と企業等からの寄付が原資)されたひまわり基金の運用益等を財源とする補助金の交付を受け、市内のボランティア団体等の実施する地域福祉事業への財政支援等を行っている。</p> <p>(協会という名称であるが、助成対象事業を審査、選定する会議の場である。)</p>

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>しかし、市から福祉協会への補助金額の約 45.7% (平成 23 年度) にあたる 26,976 千円が市社協への助成金として交付されている。その結果、表面的にみると市から市社協への補助金は 362,340 千円であるが、源泉までたどると福祉協会からの助成金も市からの補助金とみなすことができるため、合計で 389,315 千円が市からの補助金であるとも考えられる。</p> <p>このように、市から直接交付される資金の流れと、福祉協会を經由して交付される資金の流れが存在することにより、補助金及び助成金の全体像がみえづらくなり、その結果、市全体として市社協に対する補助金及び助成金の費用対効果を測定することが困難になっていると考えられる。</p> <p>そのため、例えば福祉協会を廃止した上で、ひまわり基金を財源とする補助金の交付先の選定については市の内部に民間有識者等からなる委員会を設置して実施するなど、市社協に対する補助金を市からの直接交付のみに集約することで、市として市社協へ交付される補助金の全体像を把握し、市全体として市社協に対する補助金の費用対効果を測定することが望まれる。</p>	

補助金等に係る全庁的な観点からの意見

(1) 補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>全庁・意見－1</p> <p>市では、補助金の見直しに関し、平成8年度に財政課長通知「補助金等の見直し及び執行の適正化について」を出し、一定の裁量を与えながらも各所管部署の自主的な見直し努力を求めている。各所管部署は毎年の予算編成の際に見直しを行っているが、取組度合に差があり、徹底されていない。また、各所管部署の取組状況をフォローアップする仕組みもない。</p> <p>他の自治体事例なども参考にしながら、改めて見直し基準を策定し、その基準に基づき全庁的に検証を実施することが望まれる。</p>	<p>(財政局財政課)</p> <p>ご意見に対しては、今年度、全庁的に取り組むこととしている「事業の総点検」の中で、平成8年度財政課長通知「補助金等の見直し及び執行の適正化について」で示した「補助金等見直しの視点」に基づく見直しを徹底するよう各局室に求めている。</p>

(2) 市が構成の一員である協議会等に対する負担金に係る全庁的な検討について

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>全庁・意見－2</p> <p>決算内容の詳細が把握できていない事例や繰越金の精算及び負担金額の見直しに関する定めがない事例が見受けられた。</p> <p>これらの場合、支出内容の妥当性、有効性及び効率性について検証できない可能性や、負担金額の適切な見直しが実施できない可能性がある。</p> <p>今回監査対象としたのは、一部の協議会等に対する負担金であるが、同様の現状及び課題は監査対象外の協議会等にも該当する可能性が高いことから、市は協議会等に対する負担金について全庁的に見直すことが望まれる。</p>	<p>(財政局財政課)</p> <p>ご意見に対しては、今年度、全庁的に取り組むこととしている「事業の総点検」の中で、包括外部監査の意見を踏まえた対応を行うよう各局室に通知したものの。</p>

(3) 地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方の検討について

監 査 の 結 果 (意見)	措 置 状 況
<p>全庁・意見－3</p> <p>市は、「地域づくり・まちづくり」の拠点として、小学校区単位を基本に「まちづくり協議会」の設置を促進している。</p> <p>まちづくり協議会の活動を活発にするため、従来、各地域団体に交付されていた補助金のうち13項目について一本化し、地域総括補助金として交付している。</p> <p>しかし、当初予定されていた項目間の流用実績が少ないため、その目的を達成しているとはいえない。13項目以外にも地域総括補助金に加えることができるものがあり、また、地域総括補助金以外にも全市域単位又は区単位の連合組織を通じた補助金等もある。</p> <p>時代の変化に対応した住民主体の地域づくり・まちづくりをすすめるという地域総括補助金の導入目的を達成するため、連合組織に対する地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方についてさらに検討することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局地域振興課)</p> <p>地域総括補助金13項目(現在14項目)の整理や、新たに加えることができる補助金がないか等を検討するため、地域に交付されている補助金の調査を行っている。また、流用を促進する仕組みについても検討を行うこととしている。</p>